

中皮腫救済4年連続増加も 労災補償等件数は逆に減少 労災の環境省救済への紛れ込み懸念

「隙間ない救済」検証の変遷

2005年夏のクボタ・ショックに対応するためのアスベスト問題に関する関係閣僚会合は、同年12月27日の第5回会合でまとめた「総合対策」で、「石綿による健康被害者の間に隙間を生じないように迅速かつ安定した救済制度を実現」とした。このために翌2006年2月3日に成立、同年3月27日に施行されたのが、石綿健康被害救済法である。

「隙間ない救済」の実現状況の検証は、救済法が施行された当初からその必要性が指摘されてきたことであるにもかかわらず、政府・関係機関による努力はなかなかなされてこなかった。

検証作業に必要な死亡年別補償・救済データについては、環境再生保全機構は当初から公表したものの、厚生労働省がデータを公表するようになったのは、労災認定等事業場名一覧表の公表を再開した2008年度以降のことである。

政府・関係機関に代わって全国労働安全衛生センター連絡会議が独自に検証を行ってきた(安全セ

ンター情報2008年12月号、2010年1・2月号、2010年11月号、2012年1・2月号、2013年1・2月号、2014年1・2月号、2015年1・2月号、2016年1・2月号、2017年1・2月号、2018年1・2月号、2019年1・2月号参照—今回が12回目となる)。

被害者・家族らの要望に応じて議員立法によって実現した2008年の救済法改正によって、「関係行政機関の長が相互に密接な連携を図りながら協力」して調査等を行い「国民に対し石綿による健康被害の救済に必要な情報を十分かつ速やかに提供する」とした条文(第79条の2)が新設された。

2011年6月2日に環境大臣に答申された中央環境審議会の建議「今後の石綿健康被害救済の在り方について」は、「労災保険制度との連携強化」として「労災保険制度との連携強化に関しては、石綿健康被害救済制度、労災保険制度等における認定者と中皮腫死亡者との関係等の情報についても、認定状況とともに、定期的に公表していくことが重要である」と指摘した。

2012年12月5日に開催された同審議会の第11回石綿健康被害救済小委員会に参考資料として

提出された「二次答申の対応状況」では、上記指摘に対して、「環境再生保全機構が毎年度公表している『石綿健康被害救済制度運用に係る統計資料』の平成24年度版から、労災保険制度等における認定者数の情報も含めて掲載することを検討中」と報告された。

実際には1年遅れて平成25年度版統計資料から「各制度における中皮腫の認定等の状況（死亡年別）」という表が一枚追加された。これは、本誌が12頁表6で示しているものと同じ作業を行ったデータであり、それが本誌による検証から半年以上遅れて公表されるかたちになったわけである。

2016年4月20日に開催された中央環境審議会石綿健康被害救済小委員会で配布された「石綿健康被害救済制度の施行状況について」の資料中の「(参考)労災保険制度との連携強化②(中皮腫死亡者の推計)」では、初めて「救済制度の認定を受けた後、元国鉄・アスベスト補償制度、国家公務員災害補償制度、地方公務員災害補償制度など他法令から給付の決定を受けた者」のデータが追加された(1995～2014年に死亡した者計42名)。

これに対して、中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会を代表する委員が、それらの制度から給付決定を受けた者すべてのデータを入手して示すよう求めた結果、2016年6月22日の第2回小委員会には「前回頂いた御指摘事項に関する資料」のひとつとして、「国家公務員災害補償制度、地方公務員災害補償制度、元国鉄職員に対する業務災害補償制度等の対象となった者の合計」のデータが示された(1995～2014年に死亡した者計221名)。これを加えると、全体の救済率が1%強引き上げられるという結果であった。

この作業を継続することが求められたのだが、2016年9月16日に環境再生保全機構が公表した平成27年度統計資料に含められた「各制度における中皮腫の認定等の状況（死亡年別）」は、最初の小委員会資料のかたちのままで、「労災又は特別遺族給付金、船員保険制度以外にも、旧国鉄・アスベスト補償制度や国家公務員災害補償制度等において認定実績があるが、データの制約上、これらの件数は合計には含まれていない」と注記された。

平成28年度以降の統計資料も平成27年度を踏襲しており、やればやれる作業をやらないと宣言しているように感じられる。

政府一丸となった「隙間ない救済」の検証は、いまだなされていないということである。

隙間なく救済されるべき対象

まず本誌が検証に用いるデータを確認しておく。

- ① **死亡者数**—検証作業における分母にあたる補償・救済されるべき被害者数については、中皮腫はすべてが「隙間なく」補償・救済されるものであるが、罹患者数のデータが得られないため、死亡者数を用いる。具体的には、2019年11月28日に厚生労働省政策統括官付参事官付人口動態・保健社会統計室が発表した、「都道府県(特別区-指定都市再掲)別にみた中皮腫による死亡数の年次推移(平成7年～30年) 人口動態統計(確定数)より」、及び、平成6(1994)年以前については、環境省が制度発足当時に行った推計方法(表1参照—これは、2010年5月21日の第7回石綿健康被害救済小委員会ではじめて公表されたものである)にしたがった。石綿による肺がん死亡者数については、表1では、中皮腫の「1.0倍」とされているが、これは少なすぎる。2019年1・2月号に、2018年11月9日に公表されたGBD(世界疾病負荷)2017による推計を紹介したが、これによると、2017年の日本における石綿への職業曝露による石綿肺がん死亡者数は16,712人と推計され、同年の中皮腫死亡者数1,555人の10.7倍である。しかし、GBD推計が職業曝露以外を含めた推計が得られないことや発展途上であること、また、この数字を使うと結果的に計算される「救済率」が著しく低くなってしまうこと等から、過少推計になることを承知しつつ、本誌では、一昔前に国際的な科学的コンセンサスとされていた中皮腫の「2.0倍」との仮定を当面使用し続けることにした。なお、GBD推計は今回は、2020年春頃に更新される予定と伝えられており、更新されたら、また紹介する予定である。表1に記載されているように、環境省は「患者数

表1 環境省：対象患者数の推計方法(制度発足当時) 2010.5.21 第7回石綿健康被害救済小委員会参考資料

	制度発足時の推計方法	根拠	評価等
全国の中皮腫患者数	<ul style="list-style-type: none"> 「石綿の使用量170トンにつき1名の中皮腫患者が発生する」と仮定 潜伏期間を38年[編注:36年後発病+2年後死亡]と仮定 	Tossavainen氏の論文(2004)(米英独等11か国(日本を含まない)の70年代早期の石綿使用量(単年)と95年以降の中皮腫罹患・死亡者数(単年)のデータを分析し使用量170トンに中皮腫1名との推計をしたもの)	<ul style="list-style-type: none"> 患者数将来推計は改めて行う
全国の石綿肺がん患者数	中皮腫の1.0倍	<ul style="list-style-type: none"> 諸外国の職業曝露者に関する報告(1~2倍)や労災制度の認定実績(0.7倍)を参考とした 職業曝露以外の者では職業曝露者より肺がん/中皮腫の比は低いと想定されたが、救済制度における曝露状況別の対象割合が不明であったため、仮に1.0としたもの 	<ul style="list-style-type: none"> 肺がんの申請数は少ないため、医療機関への啓発等に引き続き取り組む
労災と石綿救済法の対象者の割合	中皮腫、肺がんとも5割ずつ	<ul style="list-style-type: none"> イギリスの業務災害障害給付においては、中皮腫による全死亡者の約5割が対象となっている 肺がんについては資料がなかったため、仮に5割とした 	<ul style="list-style-type: none"> 救済法中皮腫被認定者の約半数が職業曝露以外の者であり、職業曝露以外の者は職業曝露者より肺がん/中皮腫の比が低いとみられる。このため、肺がんについては、救済制度の割合は5割より小さいと考えられる

将来推計は改めて行う」としながら、現状行われていない。「隙間ない救済」実現状況の検証とアスベスト被害の将来推計は、車の両輪としてともに努力を継続する必要があることを強く指摘しておきたい。

検証に使った補償・救済データ

- ② 労災保険・労災時効救済・船員保険-厚生労働省はクボタ・ショックの後2006年から、毎年6・7月頃に「石綿による疾病に関する労災保険給付などの請求・決定状況まとめ(速報値)」を公表するようになってきている(2019年は6月26日)。これは、請求・支給決定年度別データであり、「など」とされているのは、労災保険給付のほか、厚生労働省所管救済法に基づく特別遺族給付金(労災時効救済)、船員保険給付に関するデータも含んでいるからである。
- 一方、年末に上記の「確定値」及び「石綿ばく露作業による労災認定等事業場一覧表」を公表することも、被害者・家族らの強い働きかけの

結果、継続されている(2019年は12月18日)。確定値には、死亡年別データが含まれる。船員保険の支給決定年度別データは、労災認定等事業場とともに参考として公表されている船員保険の業務上認定等事業場(船舶所有者)一覧表記載の当年度支給決定件数の値を使う。

必要に応じて、労災保険+労災時効救済+船員保険を「労災補償等」とよぶ。

- ③ 環境省所管救済法による救済-石綿健康被害救済法による療養者に対する救済(医療費・療養費手当等=生存中救済)、同法による法施行前死亡者及び未申請死亡者に対する救済(特別遺族弔慰金等)。環境再生保全機構が毎年公表している「石綿健康被害救済制度運用に係る統計資料」の平成30年度版によった(2019年9月18日公表)。

必要に応じて、環境省所管救済法による救済=生存中救済+施行前死亡救済+未申請死亡救済を「環境省救済」とよぶことにする。

これには、平成21年度版から、「労災等」認定との重複分を含めたものと除いたものの二つの

データが示されるようになった。「労災等」とは、労働者災害補償保険制度、国家公務員災害補償制度、地方公務員災害補償制度、旧3公社（日本国有鉄道、日本専売公社、日本電信電話公社）の災害補償制度、船員保険制度等の「業務に関連して石綿により健康被害を受けた方に対する補償制度」及び救済法に基づく労災時効救済制度（特別遺族給付金）のことである。本来は、これらの制度も検証作業に含めたいのだが、前述のとおり、同「統計資料」には「救済の制度の認定を受けた後、他法令からの給付の決定を受けた者」の死亡年別件数しか示しておらず、各制度を担当する機関からの情報も含めて、系統的なデータが入手できないために、断念せざるを得ない状況が続いている。

決定年度別の補償・救済状況

わが国の中皮腫による死亡者数は、人口動態統計で把握できるようになった1995年の500人から増加し続けている。2014年にわずかに減少したが、本誌は「増加が止まったとみることはできない」と指摘した。そのとおりに、2015年1,504人、2016年1,550人、2017年1,555人と増加したものの、2018年は1,512人と微減しているが、やはり「増加が止まった」とみることはできないだろう。1995～2018年の24年間の累計は25,000人を突破した。

表2～4として、中皮腫、石綿肺がん及び両者の合計の決定年度別の補償・救済状況を示した。

表4によれば、中皮腫・石綿肺がん合計について、生存中・施行前死亡・未申請死亡救済合計の「労災等重複」が2,417件、「労災等重複」を除いた救済件数の合計が生存中救済6,884件、施行前死亡救済3,319件、未申請死亡救済1,137件＝合計11,340件である。認定されたうちの17.5%ほどが「後に他制度の認定を受けた」ことになる。このこと自体は、結果的に内容も水準も相対的に上回る給付を受けられるようになることであるから、歓迎・促進すべきことである。

7頁の図1及び9頁の図2は、各々表2及び表3のデータをグラフ化したもので、「労災等重複」分を差

し引かない数字のまま示してある。

細かい留意点としては、環境再生保全機構の各年度版統計資料では、「当年度」と「累計」について、重複分を「含む」数字と「含まない」数字を示すが、当年度以外の各年度別の数字は示されていない。表2～4の生存中・施行前死亡・未申請死亡救済件数では、各年度版統計資料からとった「当年度」の「含む」数字を各年度の欄に、また、最新年度版統計資料の「累計」の「含まない」数字を「合計」欄に示し、各年度欄の合計から「合計」欄の数字を差し引いて得られた数字を「重複分」として記載した。これが、最新年度版統計資料に示された「累計」の「含まない」から「含む」を差し引いた数字と異なる場合があることを指摘しておきたい。また、重複＝他制度による認定が、労災保険、労災時効救済、船員保険以外の「元国鉄・アスベスト補償制度、国家公務員災害補償制度、地方公務員災害補償制度など」の事例は、この検証データには含まれないことにも留意されたい。

中皮腫補償・救済4年連続増だが…

中皮腫について言えば、労災認定第1号は1978年度で、以降クボタ・ショック前～2004年度までの27年間の累計労災認定件数が502件であったものが、2005年度は（事実上クボタ・ショック後の半年間で）502件、2006年度は1年間で1,001件と、1年半で4倍へと激増。以降、2007年度500件、2008年度559件、2009年度536件、2010年度499件、2011年度543件、2012年度522件、2013年度529件、2014年度529件、2015年度539件、2016年度540件、2017年度564件、2018年度534件で、労災認定件数の2018年度末までの累計は8,399件となった。

労災保険以外では、2018年度末までの累計で、労災時効救済915件、船員保険86件、両者と労災保険を合わせて合計9,400件。生存中救済は正味（労災等重複分を除いたもの、以下同じ）5,750件、施行前死亡救済正味3,201件、未申請死亡救済正味916件、救済合計では正味9,867件である。

2018年度末時点までの補償・救済の総累計は、重複分を除いて19,267件となっている。

表2 中皮腫の決定年度別の補償・救済状況

中皮腫								
年/年度	死亡者数	労災保険	労災時効救済	船員保険	生存中救済	施行前死亡救済	未申請死亡救済	補償・救済合計
～1994推計	3,685	83						83
1995～2004	7,013	419		4				423
2005	911	502						502
2006	1,050	1,001	570	19	627	1,538		3,755
2007	1,068	500	46	8	525	279		1,358
2008	1,170	559	47	7	566	458	5	1,642
2009	1,156	536	53	4	461	619	111	1,784
2010	1,209	499	12	4	533	66	68	1,182
2011	1,258	543	11	6	498	64	75	1,197
2012	1,400	522	144	6	584	308	100	1,664
2013	1,410	529	7	8	516	32	104	1,196
2014	1,376	529	6	3	486	11	68	1,103
2015	1,504	539	8	4	573	9	81	1,214
2016	1,550	540	1	6	654	13	115	1,329
2017	1,555	564	1	5	654	10	123	1,357
2018	1,512	534	9	2	749	12	152	1,458
労災等重複					△1,676	△218	△86	△1,980
合計	28,827	8,399	915	86	5,750	3,201	916	19,267
救済率	100.0%	29.1%	3.2%	0.3%	19.9%	11.1%	3.2%	66.8%
分担率		43.6%	4.7%	0.4%	29.8%	16.6%	4.8%	100.0%
				48.8%			51.2%	
死亡年判明2018年以前			8,136	73	4,666	3,201	913	16,989
死亡年不明+生存等			1,178	13	1,084	0	3	2,278

図1をみると、救済法が施行された2006年度の大きな峯以外に、2009年度と2012年度に二つの小さな峰ができていのがわかる。

これは、2008年度に環境省主導、2011年度に厚生労働省主導によって、「個別周知事業」（地方自治体の保管する死亡小票で中皮腫で死亡された方を抽出し、労災または救済給付を受けていない方に対し、労災・救済制度を周知する事業）が実施されたことによるものである。「闘病中本人に対して」ではなく「死亡後遺族に対して」になってしまうわけではあるが、すべての救済対象事案に対して直接制度を周知することは、「隙間ない救済」実現をめざした具体的努力のひとつとして評価できる。効果が確認できているにもかかわらず、2回行われただけで、継続して実施していく方針はいまだどちらの省からも示されていないことが問題である。

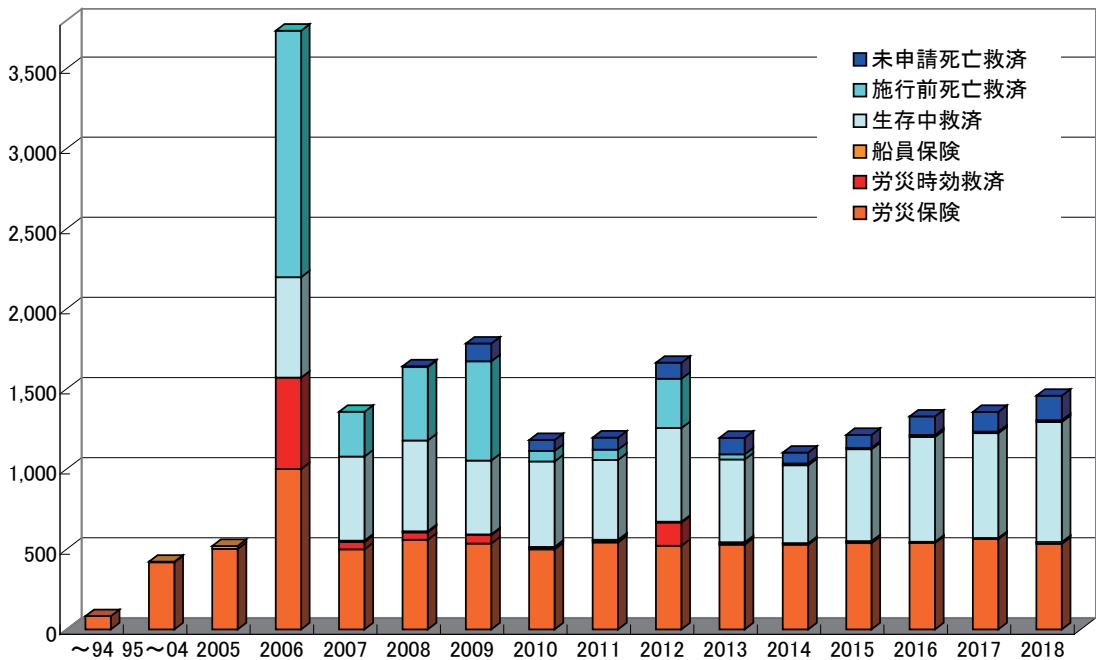
上記二つの峰にまではとどいていないものの、さいわい2015、16、17、18年度と、4年連続して補償・救

済合計が増加を示した。しかし、それは主として生存中救済と未申請死亡の増加によるものだった。

2018年度でみると、労災保険534件（前年度比30件減少）、労災時効救済9件（8件増加）、船員保険2件（3件減少）－以上合計545件（25件減少）、生存中救済749件（95件増加）、施行前死亡救済12件（2件増加）、未申請死亡救済152件（29件増加）－以上合計913件（126件増加）。総合計1,458件で前年度比101件増加だったものの、労災補償等については、逆に減少に転じてしまっている。

表2～4では、「分担率」として、2018年度末時点までに補償・救済を受けた総件数に対する、各制度による補償・救済件数が占める割合を示している。中皮腫では、労災補償等と環境省救済がおおよそ半々という結果（2011年度末時点での49.4%と50.6%から、2012年度末時点では48.8%と51.2%、2013年度末時点では49.1%と50.9%、2014年度末時点では49.5%と50.5%、2015年度末時点

図1 中皮腫：決定年度別の補償・救済状況



では49.7%と50.3%、2016年度末時点では49.4%と50.6%、2017年度末時点では49.2%と50.8%、2018年度末時点では48.8%と51.2%へという経過)である。

表2のデータで決定年度別に「分担率」を計算してみると、「労災等重複分」が差し引かれないので労災補償等の占める割合が相対的に低くなるのだが、高いほうで2014年48.8%、2013・15年度45.4%…、低いほうで2009年33.2%、2010年37.3%、2018年度37.4%。年によりけっこうばらつきがある。

中皮腫の80%が職業曝露によるものというのが国際的な科学的コンセンサスであり、職業曝露によるもの以外の中皮腫の救済・補償を実施している他の諸国の状況からも妥当と考えられている。したがって、「分担率」の状況は大いに問題があるうえに、補償・救済合計件数が4年連続増加したといっても、2018年度には労災補償等が減少してしまっているわけである。

肺がん補償・救済持ち直し

石綿肺がんの労災認定第1号は1973年とされ、以降クボタショック前～2004年度までの32年間の累計労災認定件数が354件であったものが、2005年度は213件、2006年度は783件と、中皮腫同様に激増した。以降、2007年度502件、2008年度503件、2009年度480件、2010年度423件、2011年度401件、2012年度402件、2013年度382件、2014年度391件、2015年度363件、2016年度387件、2017年度335件、2018年度376件で、労災認定件数の2018年度末までの累計は6,295件となった。

労災保険以外では、2018年度末までの累計で、労災時効救済589件、船員保険78件、両者と労災保険を合わせて合計6,962件。生存中救済は正味1,134件、施行前死亡救済は正味118件、未申請死亡救済は正味221件、環境省救済合計では正味1,473件である。

2018年度末時点までの補償・救済の総累計は、重複分を除いて8,435件。中皮腫の総累計19,267件と比較すると、その43.8%のレベルにとどまっている。2倍(200%)どころか、環境省が制度発足時に

表3 石綿肺がんの決定年度別の補償・救済状況

石綿肺がん（「死亡者数」は中皮腫死亡者数の2倍と仮定）								
年/年度	死亡者数	労災保険	労災時効救済	船員保険	生存中救済	施行前死亡救済	未申請死亡救済	補償・救済合計
～1994推計	7,370	120						120
1995～2004	14,026	234						234
2005	1,822	213						213
2006	2,100	783	272	14	172	52		1,293
2007	2,136	502	49	10	117	41		719
2008	2,340	503	65	9	142	28	2	749
2009	2,312	480	51	4	113	9	27	684
2010	2,418	423	25	7	96	9	23	583
2011	2,516	401	23	3	92	2	20	541
2012	2,800	402	23	5	98	2	16	546
2013	2,820	382	14	3	111	2	42	554
2014	2,752	391	13	5	101	2	18	530
2015	3,008	363	12	6	105	1	24	511
2016	3,100	387	10	7	103	2	29	538
2017	3,110	335	14	4	115	0	22	490
2018	3,024	376	18	1	138	0	34	567
労災等重複					△369	△32	△36	△437
合計	57,654	6,295	589	78	1,134	118	221	8,435
救済率	100.0%	10.9%	1.0%	0.1%	2.0%	0.2%	0.4%	14.6%
分担率		74.6%	7.0%	0.9%	13.4%	1.4%	2.6%	100.0%
				82.5%			17.5%	
死亡年判明2018年以前			4,717	56	745	118	220	5,856
死亡年不明+生存等			2,167	22	389	0	1	2,579

想定した1倍(100%、表1参照)にも遠く及ばない状況が続いている。

2018年度は、労災保険376件(41件増加)、労災時効救済18件(4件増加)、船員保険1件(3件減少)－以上合計395(42件増加)、生存中救済138件(23件増加)、施行前死亡救済0件(増減なし)、未申請死亡救済34件(12件増加)－以上合計172件(35件増加)。総合計は567件で前年度比77件の増加であった。

中皮腫の場合のような「個別周知事業」も行われないなか、横ばいか微減傾向が続き、2017年には前年度比48件の減少となってしまったものが、2018年度は持ち直したという状況である。

「分担率」は、労災補償等が82.5%で、中皮腫の場合の48.8%よりはるかに高い。これは、後述の「認定率」でもみられるように、労災補償等と比較しても環境省救済における石綿肺がんの認定が難しいことによるものと考えられるのだが、表3のデータで決定年度別に「分担率」を計算してみると、この

数字は2006年度81.6%から2018年度69.7%へと傾向的に減少していることが気にかかる。

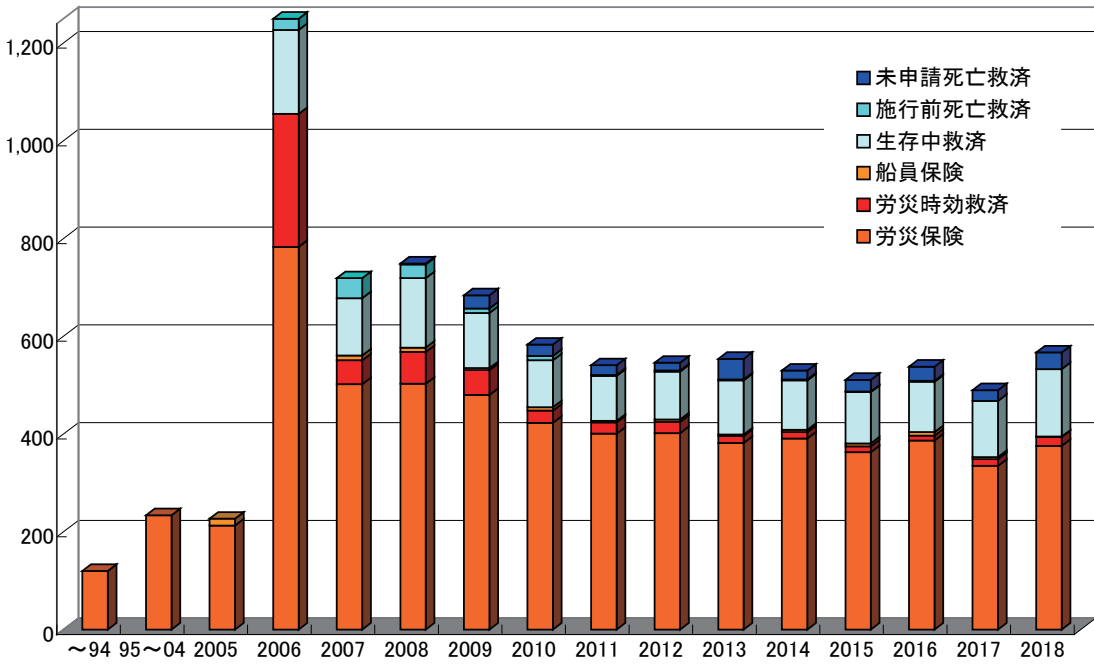
まず何よりも「中皮腫と比較しても石綿肺がんの補償・救済が不十分」という認識を持ったうえで、石綿肺がんの認定・判定基準の内容と運用の大幅な改善、肺がん症例についてアスベスト曝露との関係についての医療現場に対する認識及び対応を抜本的・包括的に改善するようなアプローチ、中皮腫の場合の全死亡事例に対する周知事業に匹敵するような周知事業の立案・実行等々、多様な対策をいまのうちに講じていくことが求められている。

とりわけ、石綿肺がんの認定・判定基準が、「隙間ない救済」を実現できるものになっていないことは、本誌が繰り返し指摘していることである。

中皮腫・肺がん以外の疾病

表5は、石綿肺、びまん性胸膜肥厚、良性石綿胸水の決定年度別の補償・救済状況である。

図2 石綿肺がん：決定年度別の補償・救済状況



環境省救済では、2010年7月1日から、著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺・びまん性胸膜肥厚が新たに指定疾病に追加されたが、良性石綿はまだ対象とされていない。

労災時効救済では、良性石綿は対象とされていないものの、これまで請求・認定件数とも0である。

また、労災時効救済については、制度発足以来、中皮腫・石綿肺がんだけでなく、石綿肺・びまん性胸膜肥厚についてもデータが公表されてきたが、労災保険について、びまん性胸膜肥厚・良性石綿胸水のデータが公表されるようになったのは、2009年12月3日の公表からのことである。

請求期限切れ再発の可能性

石綿健康被害救済法は、患者・家族と石綿対策全国連絡会議等の提起を受けた議員立法というかたちで、法制定時には3年間の時限措置とされていた、法施行前に死亡または労災時効成立していた事例に対する救済（労災時効救済及び施行

前死亡救済）の請求期限を延長するとともに、法施行後に未申請のまま死亡した事例も死亡後救済の対象に追加する等の改正が、2008年及び2011年の二度にわたり行われた。

しかし、労災時効救済は、2016年3月27日以降に死亡した事例には適用されない。したがって、死亡から5年経過すると労災保険も救済も請求できなくなる。未申請死亡救済のほうは死亡から15年以内なら請求することができるが、給付の水準に著しい差がある。再度請求期限切れが生じてくる問題を知っている必要がある。2018年度には、労災時効救済が中皮腫9件、石綿肺がん18件、石綿肺4件で、いずれも前年度比増であり、救済措置存続の必要性を証明している。

中皮腫救済率65.5(32.4~92.1)%

次に、「隙間ない救済」の検証である死亡年（年度ではなく暦年）別の補償・救済状況をみよう。表6は、2018年度末時点における中皮腫の死亡年別

表4 中皮腫・石綿肺がん合計の決定年度別の補償・救済状況

合計(中皮腫・石綿肺がん)								
年/年度	死亡者数	労災保険	労災時効救済	船員保険	生存中救済	施行前死亡救済	未申請死亡救済	補償・救済合計
～1994推計	11,055	203						203
1995～2004	21,039	653		4				657
2005	2,733	715						715
2006	3,150	1,784	842	33	799	1,590		5,048
2007	3,204	1,002	95	18	642	320		2,077
2008	3,510	1,062	112	16	708	486	7	2,391
2009	3,468	1,016	104	8	574	628	138	2,468
2010	3,627	922	37	11	629	75	91	1,765
2011	3,774	944	34	9	590	66	95	1,738
2012	4,200	924	167	11	682	310	116	2,210
2013	4,230	911	21	11	627	34	146	1,750
2014	4,128	920	19	8	587	13	86	1,633
2015	4,512	902	20	10	678	10	105	1,725
2016	4,650	927	11	13	757	15	144	1,867
2017	4,665	899	15	9	769	10	145	1,847
2018	4,665	910	27	3	887	12	186	2,025
労災等重複					△2,045	△250	△122	△2,417
合計	86,481	14,694	1,504	164	6,884	3,319	1,137	27,702
救済率	100.0%	17.0%	1.7%	0.2%	8.0%	3.8%	1.3%	32.0%
分担率		53.0%	5.4%	0.6%	24.9%	12.0%	4.1%	100.0%
				59.1%			40.9%	
死亡年判明2018年以前			12,853	129	5,411	3,319	1,133	22,465
死亡年不明+生存等			3,345	35	1,473	0	4	4,857

の補償・救済状況である。この表の救済件数には、労災等認定との重複分は含まれていない。

前述のとおり、補償・救済の対象(分母)となる死亡者数は、1995年以降は人口動態統計により、1968～1994年以前は推計値。1929年以前のアスベスト輸入量のデータがないために、(その38年後の)1967年以前の死亡者数は推計されていない。

もっとも古い認定事例は、施行前死亡救済の1973年死亡事例であり、労災時効救済で1974年死亡事例がみられる。しかし、1985年までは補償・救済合計で1桁、1995年までは2桁台で、死亡者数に対する補償・救済合計件数の比率=救済率は、1994年以前の小計では14.5%(=533/3,685件)にとどまっている(この数字は、2009年度末時点では13.5%、2010年度末時点13.7%、2011年度末時点13.8%、2012年度末時点13.8%、2013年度末時点521件14.1%、2014年度末時点522件14.2%、2015年度末時点522件14.2%、2016年度末時点526件14.3%、2017年度末時点530件14.4%であった-2014年度

1件、2015年度0件、2016年度4件、2017年度4件、2018年度3件の増加があった)。

中皮腫死亡者数が推計ではなく人口動態統計により確認できる1995年以降(今回は2018年度までの24年間)についてみると(図3も参照)、死亡者小計25,142件のうち、2018年度末までに労災保険給付・労災時効救済を受けたものが7,886件、船員保険72件、生存中救済4,666件、施行前死亡救済2,919件、未申請死亡救済913件-合計16,456件で、救済率は16,456/25,142=65.5%(2009年度末時点での1995～2009年の救済率56.5%、同様に、2010年度末時点57.3%、2011年度末時点57.7%、2012年度末時点63.1%、2013年度末時点63.7%、2014年度末時点64.0%、2015年度末時点64.0%、2016年度末時点64.4%、2017年度末時点65.0%)という結果になった。

最も救済率が高いのは、2005年の92.1%(2009年度末時点89.1%、2010年度末時点90.1%、2011年度末時点90.9%、2012年度末時点92.1%、2013年

表5 石綿肺・びまん性胸膜肥厚・良性石綿胸水の決定年度別の補償・救済状況

石綿肺						
年度	労災保険	労災時効救済	生存中救済	施行前死亡救済	未申請死亡救済	補償・救済合計
2010		5	5	24	0	34
2011	68	5	4	5	0	82
2012	75	0	7	6	1	89
2013	77	3	3	1	1	85
2014	78	0	2	0	0	80
2015	64	0	0	0	0	64
2016	76	2	4	1	1	84
2017	52	0	5	0	2	59
2018	60	4	3	1	0	68
労災等重複			△2	△2	△1	△5
合計	550	19	31	36	4	640

びまん性胸膜肥厚							
年度	労災保険	労災時効救済	船員保険	生存中救済	施行前死亡済	未申請死亡済	補償・救済合計
2010	35	0	1	9	7	0	52
2011	51	0	1	16	2	0	70
2012	39	0	1	14	1	1	56
2013	53	0	0	9	0	3	65
2014	50	1	1	6	0	1	59
2015	47	0	0	12	1	4	64
2016	35	0	0	20	0	2	57
2017	49	0	2	17	0	1	69
2018	53	0	0	26	0	8	87
労災等重複				△22	△1	△1	△24
合計	412	1	6	107	10	19	555

良性石綿胸水			
年度	労災保険	船員保険	補償・救済合計
2010	37	1	38
2011	42	0	42
2012	45	1	46
2013	44	0	44
2014	32	1	33
2015	20	1	21
2016	20	0	20
2017	39	1	40
2018	34	0	34
合計	313	5	318

年度末時点92.1%、2014年度末時点92.1%、2015年度末時点92.1%、2016年度末時点92.1%、2017年度末時点92.1%)で、最低は1995年の32.4%(同前22.0%、23.0%、24.4%、31.8%、32.4%、32.4%、32.2%、32.2%)と、死亡年別の救済率のばらつきは非常に大きい。

死亡者数が推計値である1994年以前も含めた

全期間合計(2018年まで)でみると、救済率は58.9%(同前48.0%、46.6%、49.0%、54.0%、55.1%、55.9%、56.5%、57.2%、58.1%)という状況である。検証可能な全期間について、救済率の一貫増加を継続できていることを確認できるのは幸いではある。

しかし、死亡年別の救済率が2005年の92.1%をピークに、より最近の死亡年について減少傾向が出はじめていないか強く懸念される。最近の死亡年度別救済率で、2016年度29.8%、2017年度30.4%から、2018年度は38.5%に増えたことはよいことであるが、いずれにせよ、「隙間ない救済」の実現からは遠いと言わざるを得ず、改善させる対策が必要である。

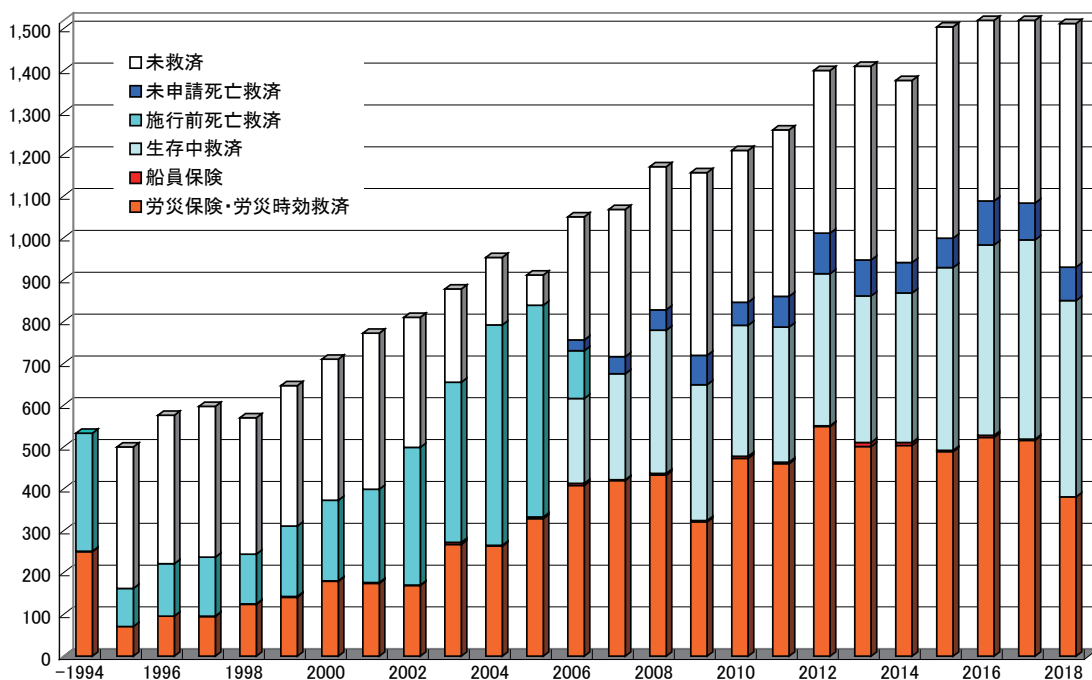
2005年死亡について92.1%という達成済みの救済率を具体的目標に掲げて、他の死亡年について実現できていない理由を分析しながら、具体的かつ多面的な対策を講じていくこと。また、死亡年が古

特集/石綿健康被害補償・救済状況の検証

表6 中皮腫の死亡年別の補償・救済状況(2018年度末時点)

死亡年	死亡者数	労災保険・ 労災時効救済	船員 保険	労災等 合計	救済率	生存中 救済	施行前死亡 救済	未申請死亡 救済	救済 合計	救済率	補償・救 済合計	救済率	未救済
1968	67				0.0%					0.0%		0.0%	67
1969	68				0.0%					0.0%		0.0%	68
1970	64				0.0%					0.0%		0.0%	64
1971	95				0.0%					0.0%		0.0%	95
1972	134				0.0%					0.0%		0.0%	134
1973	138				0.0%		2		2	1.4%	2	1.4%	136
1974	168	1		1	0.6%		2		2	1.2%	3	1.8%	165
1975	258	1		1	0.4%				0	0.0%	1	0.4%	257
1976	176				0.0%		2		2	1.1%	2	1.1%	174
1977	260				0.0%				0	0.0%	0	0.0%	260
1978	184	1		1	0.5%		3		3	1.6%	4	2.2%	180
1979	62	3		3	4.8%		1		1	1.6%	4	6.5%	58
1980	64	3		3	4.7%		2		2	3.1%	5	7.8%	59
1981	70	3		3	4.3%		2		2	2.9%	5	7.1%	65
1982	79	4		4	5.1%		9		9	11.4%	13	16.5%	66
1983	88	3		3	3.4%		5		5	5.7%	8	9.1%	80
1984	88	6	1	7	8.0%		4		4	4.5%	11	12.5%	77
1985	111	6		6	5.4%		5		5	4.5%	11	9.9%	100
1986	101	9		9	8.9%		10		10	9.9%	19	18.8%	82
1987	137	10		10	7.3%		17		17	12.4%	27	19.7%	110
1988	149	16		16	10.7%		27		27	18.1%	43	28.9%	106
1989	133	10		10	7.5%		24		24	18.0%	34	25.6%	99
1990	167	13		13	7.8%		23		23	13.8%	36	21.6%	131
1991	163	26		26	16.0%		29		29	17.8%	55	33.7%	108
1992	174	39		39	22.4%		28		28	16.1%	67	38.5%	107
1993	232	44		44	19.0%		44		44	19.0%	88	37.9%	144
1994	256	52		52	20.3%		43		43	16.8%	95	37.1%	161
小計	3,685	250	1	251	6.8%		282		282	7.7%	533	14.5%	3,152
1995	500	71		71	14.2%		91		91	18.2%	162	32.4%	338
1996	576	96		96	16.7%		125		125	21.7%	221	38.4%	355
1997	597	95	1	96	16.1%		141		141	23.6%	237	39.7%	360
1998	570	124	1	125	21.9%		119		119	20.9%	244	42.8%	326
1999	647	141	2	143	22.1%		168		168	26.0%	311	48.1%	336
2000	710	179	1	180	25.4%		193		193	27.2%	373	52.5%	337
2001	772	174	2	176	22.8%		223		223	28.9%	399	51.7%	373
2002	810	169	1	170	21.0%		329		329	40.6%	499	61.6%	311
2003	878	267	5	272	31.0%		383		383	43.6%	655	74.6%	223
2004	953	263	2	265	27.8%		527		527	55.3%	792	83.1%	161
2005	911	329	4	333	36.6%		506		506	55.5%	839	92.1%	72
2006	1,050	408	5	413	39.3%	203	114	26	343	32.7%	756	72.0%	294
2007	1,068	420	2	422	39.5%	253		41	294	27.5%	716	67.0%	352
2008	1,170	433	4	437	37.4%	342		49	391	33.4%	828	70.8%	342
2009	1,156	321	3	324	28.0%	325		70	395	34.2%	719	62.2%	437
2010	1,209	473	5	478	39.5%	313		55	368	30.4%	846	70.0%	363
2011	1,258	460	4	464	36.9%	323		73	396	31.5%	860	68.4%	398
2012	1,400	549	2	551	39.4%	363		97	460	32.9%	1011	72.2%	389
2013	1,410	501	10	511	36.2%	350		86	436	30.9%	947	67.2%	463
2014	1,376	504	7	511	37.1%	357		73	430	31.3%	941	68.4%	435
2015	1,504	489	3	492	32.7%	437		70	507	33.7%	999	66.4%	505
2016	1,550	523	5	528	34.1%	455		105	560	36.1%	1088	70.2%	462
2017	1,555	516	3	519	33.4%	476		88	564	36.3%	1083	69.6%	472
2018	1,512	381		381	25.2%	469		80	549	36.3%	930	61.5%	582
小計	25,142	7,886	72	7,958	31.7%	4,666	2,919	913	8,498	33.8%	16,456	65.5%	8,686
合計	28,827	8,136	73	8,209	28.5%	4,666	3,201	913	8,780	30.5%	16,989	58.9%	11,838
2019		17		17					0		17		

図3 中皮腫：死亡年別の補償・救済状況(2018年度末時点)



い事例の救済は増加しにくくなってきているものの、労災時効救済と死亡後救済（未申請）の役割はなお大きいことを確認して、救済期限切れという事態が生じないようにすることが重要であると考え。

なお、表6の「合計」が表2の「死亡年判明2018年以前」欄の数字であり、表2において「合計」と「2018年以前死亡」の差を「死亡年不明+生存等」欄に記載している(2019年死亡も含む)。

肺がん救済率11.1(2.8~16.6)%

石綿肺がんの死亡年別の補償・救済状況は表7のとおりであり、グラフ化したものが図4である。

既述のとおり、救済の対象（分母）となるべき死亡者数は、中皮腫死亡者数の2倍と仮定している。

アスベスト輸入量のデータがないために推計していない1967年以前の死亡事例でも認定されているものがあり、もっとも古い認定事例は、労災時効救済の1963年死亡事例で、施行前死亡救済では1974年死亡事例がみられる。

しかし、救済率は、中皮腫の場合と比較しても、悲惨としかいいようのない実績である。仮に、制度発足当時に環境省が行った推計方法-肺がん死亡は中皮腫の1倍と仮定-にしたがうと、救済率は2倍になるが、それでもなお低い。

救済率は、1994年以前の小計では3.5%(=259/7,370件、2009年度末時点で2.6%、2010年度末時点3.2%、2011年度末時点3.2%、2012年度末時点3.3%、2013年度末時点247件3.4%、2014年度末時点247件3.4%、2015年度末時点247件3.4%、2016年度末時点251件3.4%、2017年度末時点256件3.5%)。

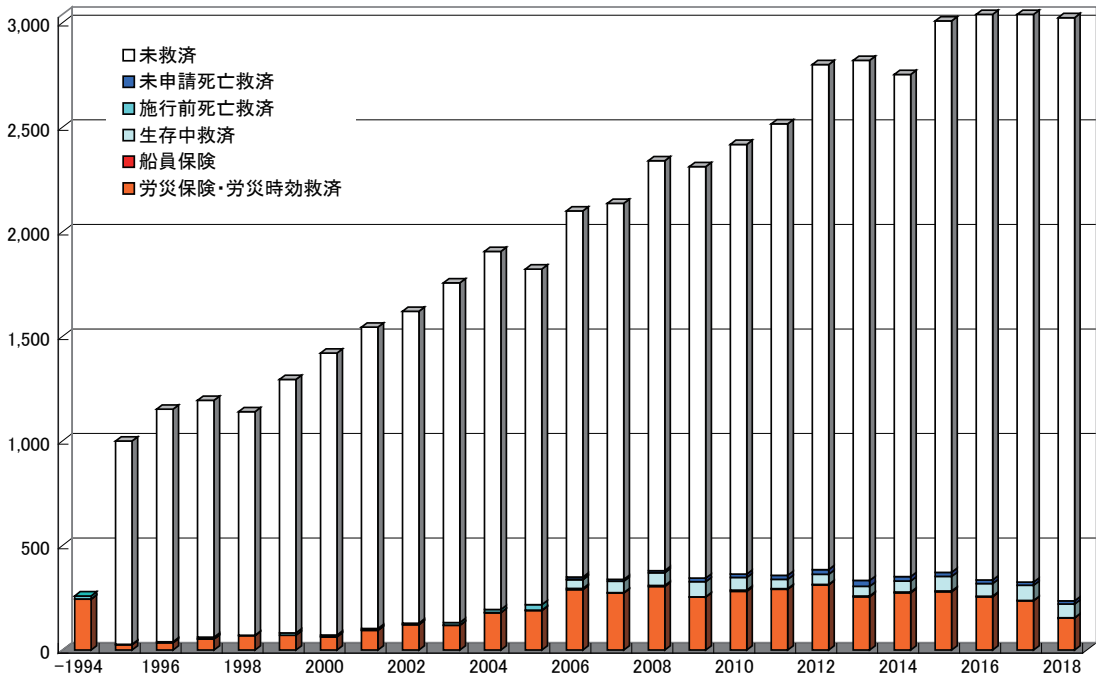
1995~2018年の24年間についてみると、死亡者小計50,284件のうち、2018年度末までに労災保険・労災時効救済を受けたものが4,477件、船員保険55件、生存中救済745件、施行前死亡救済103件、未申請死亡救済220件-合計5,597件で救済率は5,597/50,284=11.1% (2009年度末時点の1995~2009年の救済率9.3%、2010年度末時点9.6%、2011年度末時点9.7%、2012年度末時点10.6%、

特集/石綿健康被害補償・救済状況の検証

表7 石綿肺がんの死亡年別の補償・救済状況(2018年度末時点)

死亡年	死亡者数	労災保険・ 労災時効救済	船員 保険	労災等 合計	救済率	生存中 救済	施行前死亡 救済	未申請死亡 救済	救済 合計	救済率	補償・救 済合計	救済率	未救済
1963		1		1					1				
1966		1		1					1				
1968	134			0	0.0%				0	0.0%	0	0.0%	134
1969	136	1		1	0.7%				0	0.0%	1	0.7%	135
1970	128			0	0.0%				0	0.0%	0	0.0%	128
1971	190	1		1	0.5%				0	0.0%	1	0.5%	189
1972	267	1		1	0.4%				0	0.0%	1	0.4%	266
1973	277			0	0.0%				0	0.0%	0	0.0%	277
1974	335	2		2	0.6%		1		1	0.3%	3	0.9%	332
1975	515			0	0.0%				0	0.0%	0	0.0%	515
1976	352	2		2	0.6%				0	0.0%	2	0.6%	350
1977	519	3		3	0.6%				0	0.0%	3	0.6%	516
1978	369			0	0.0%				0	0.0%	0	0.0%	369
1979	124	3		3	2.4%				0	0.0%	3	2.4%	121
1980	128	4		4	3.1%				0	0.0%	4	3.1%	124
1981	140	6		6	4.3%				0	0.0%	6	4.3%	134
1982	158	5		5	3.2%				0	0.0%	5	3.2%	153
1983	176	8		8	4.5%		1		1	0.6%	9	5.1%	167
1984	176	4		4	2.3%				0	0.0%	4	2.3%	172
1985	222	12		12	5.4%		1		1	0.5%	13	5.9%	209
1986	202	15		15	7.4%		1		1	0.5%	16	7.9%	186
1987	274	12		12	4.4%				0	0.0%	12	4.4%	262
1988	298	13		13	4.4%		1		1	0.3%	14	4.7%	284
1989	266	16		16	6.0%		2		2	0.8%	18	6.8%	248
1990	334	22		22	6.6%				0	0.0%	22	6.6%	312
1991	326	12		12	3.7%		5		5	1.5%	17	5.2%	309
1992	348	31	1	32	9.2%		2		2	0.6%	34	9.8%	314
1993	464	35		35	7.5%		1		1	0.2%	36	7.8%	428
1994	512	33		33	6.4%				0	0.0%	33	6.4%	479
小計	7,370	243	1	244	3.3%		15		15	0.2%	259	3.5%	7,111
1995	1,000	26		26	2.6%		2		2	0.2%	28	2.8%	972
1996	1,152	35		35	3.0%		5		5	0.4%	40	3.5%	1,112
1997	1,194	53	1	54	4.5%		8		8	0.7%	62	5.2%	1,132
1998	1,140	69		69	6.1%		2		2	0.2%	71	6.2%	1,069
1999	1,294	71		71	5.5%		11		11	0.9%	82	6.3%	1,212
2000	1,420	63	3	66	4.6%		6		6	0.4%	72	5.1%	1,348
2001	1,544	94	2	96	6.2%		7		7	0.5%	103	6.7%	1,441
2002	1,620	121	2	123	7.6%		6		6	0.4%	129	8.0%	1,491
2003	1,756	118	1	119	6.8%		13		13	0.7%	132	7.5%	1,624
2004	1,906	179	1	180	9.4%		14		14	0.7%	194	10.2%	1,712
2005	1,822	189	2	191	10.5%		26		26	1.4%	217	11.9%	1,605
2006	2,100	289	6	295	14.0%	41	3	10	54	2.6%	349	16.6%	1,751
2007	2,136	273	2	275	12.9%	54		9	63	2.9%	338	15.8%	1,798
2008	2,340	304	5	309	13.2%	61		10	71	3.0%	380	16.2%	1,960
2009	2,312	253	2	255	11.0%	72		17	89	3.8%	344	14.9%	1,968
2010	2,418	281	6	287	11.9%	60		16	76	3.1%	363	15.0%	2,055
2011	2,516	291	3	294	11.7%	44		19	63	2.5%	357	14.2%	2,159
2012	2,800	312	2	314	11.2%	48		23	71	2.5%	385	13.8%	2,415
2013	2,820	255	4	259	9.2%	46		28	74	2.6%	333	11.8%	2,487
2014	2,752	274	4	278	10.1%	52		21	73	2.7%	351	12.8%	2,401
2015	3,008	279	4	283	9.4%	69		20	89	3.0%	372	12.4%	2,636
2016	3,100	255	3	258	8.3%	60		17	77	2.5%	335	10.8%	2,765
2017	3,110	236	1	237	7.6%	73		15	88	2.8%	325	10.5%	2,785
2018	3,024	154	1	155	5.1%	65		15	80	2.6%	235	7.8%	2,789
小計	50,284	4,474	55	4,529	9.0%	745	103	220	1,068	2.1%	5,597	11.1%	44,687
合計	57,654	4,717	56	4,773	8.3%	745	118	220	1,083	1.9%	5,856	10.2%	51,800
2019		5		5					0		5		

図4 石綿肺がん: 死亡年別の補償・救済状況 (2018年度末時点)



2013年度末時点10.8%、2014年度末時点10.9%、2015年度末時点11.0%、2016年度末時点11.0%、2017年度末時点11.0%)という結果になった。

最も救済率の高いのは2006年の16.6%で、最低は1995年の2.8%、2007年以降についてもおおむね減少傾向が見受けられる。

1994年以前も含めた2018年までの全期間合計で見ると、救済率は10.2%(同前7.8%、8.2%、8.2%、9.2%、9.5%、9.7%、9.9%、10.0%、10.1%)という状況である。

繰り返しになるが、中皮腫と比較して、石綿肺がんの補償・救済状況は著しく低い。

肺がん/中皮腫の比率低いまま

以上の状況は、中皮腫と比較しても、石綿肺がんが著しく補償・救済できておらず、各制度間の相対的な比較においては、労災補償等がいくらかましに救済できているということを示している。このことを、別のデータからもみてみよう。

表8では、決定年度別の中皮腫に対する石綿肺がんの比率を検証している。

決定年度別で見ると、労災保険では、肺がん補償件数の中皮腫補償件数に対する比率は、2002～2005年度に40%前後だったものが、2006年度78.2%、2007年度100.4%と上昇した後、2008年度90.0%、2009年度89.6%、2010年度84.8%、2011年度73.8%と低下し、2012年度77.0%、2013年度72.3%、2014年度73.9%、2015年度67.3%、2016年度71.7%、2017年度59.4%、2018年度は70.4%であった。2006～2018年度平均では77.5%となっている。

労災時効救済では、2006年度47.7%、2007年度106.5%、2008年度138.3%へと上昇した後、2009年度96.2%、2010年度208.3% (25/12件)、2011年度209.1% (23/11件)、2012年度は中皮腫救済件数の増加のあおりを受けてわずか16.0%になってしまった。2013年度は、中皮腫救済件数激減のなかで14件/7で200%、2014年度216.7% (13件/6件)、2015年度150.0% (12件/8件)、2016年度は10件/1件で1,000.0%、2017年度は14件/1件で1,400.0%、

表8 肺がん：中皮腫の比率（決定年度別）

決定年度	労災保険	労災時効救済	生存中救済	施行前死亡救済	未申請死亡救済	労災補償等小計	環境省救済小計	総合計
2006	78.2%	47.7%	27.4%	3.4%		67.2%	10.3%	34.2%
2007	100.4%	106.5%	22.3%	14.7%		100.9%	19.7%	52.5%
2008	90.0%	138.3%	25.1%	6.1%	40.0%	93.7%	16.7%	45.3%
2009	89.6%	96.2%	24.5%	1.5%	24.3%	90.2%	12.5%	38.2%
2010	84.8%	208.3%	18.0%	13.6%	33.8%	87.7%	19.2%	48.9%
2011	73.8%	209.1%	18.5%	3.1%	26.7%	76.5%	17.9%	45.2%
2012	77.0%	16.0%	16.8%	0.6%	16.0%	63.8%	11.7%	32.6%
2013	72.2%	200.0%	21.5%	6.3%	40.4%	73.9%	23.8%	46.4%
2014	73.9%	216.7%	20.8%	18.2%	26.5%	75.5%	21.4%	47.7%
2015	67.3%	150.0%	18.3%	11.1%	29.6%	68.6%	19.6%	41.7%
2016	71.7%	1000.0%	15.7%	15.4%	25.2%	73.4%	17.1%	40.1%
2017	59.4%	1400.0%	17.6%	0.0%	17.9%	61.8%	17.4%	35.9%
2018	70.4%	200.0%	18.4%	0.0%	22.4%	72.6%	18.8%	38.9%
合計	77.5%	64.4%	20.2%	4.4%	25.7%	76.0%	16.1%	40.8%

2018年度は18件/9件で200.0%、という結果であった。2006～2018年度平均では64.4%。これに対して、生存中救済では2006～2018年度平均が20.2%、施行前死亡救済では4.4%、未申請死亡救済では25.7%と著しく低い水準である。

表8の「総合計」の「合計」欄でみれば、各制度合わせた全体では40.8%であることがわかる。

図5には死亡年別推移を示しているが、こちらでも労災補償等と環境省救済との間で大きな格差があることが確認できる。

認定率の検証

認定率についてもみておこう。表9及び図6に中皮腫、表10及び図7に石綿肺がん、また、表11に石綿肺、表12にびまん性胸膜肥厚、表13に良性石綿胸水について、入手可能なデータを示した。

請求件数を分母とすることも可能であるが、より正確に、当該年度における総決定件数に対する補償・救済件数を用いた。具体的には、労災補償等では、支給決定件数/(支給決定件数+不支給決定件数)、公害等救済では、認定件数/(認定件数+不認定件数+取下げ件数)を計算した。

公害等救済の「取下げ」は、「主な理由:労災等支給、医学的資料が整わない」と注記されているが、挙げられた二つの理由はまったく性質の異なる

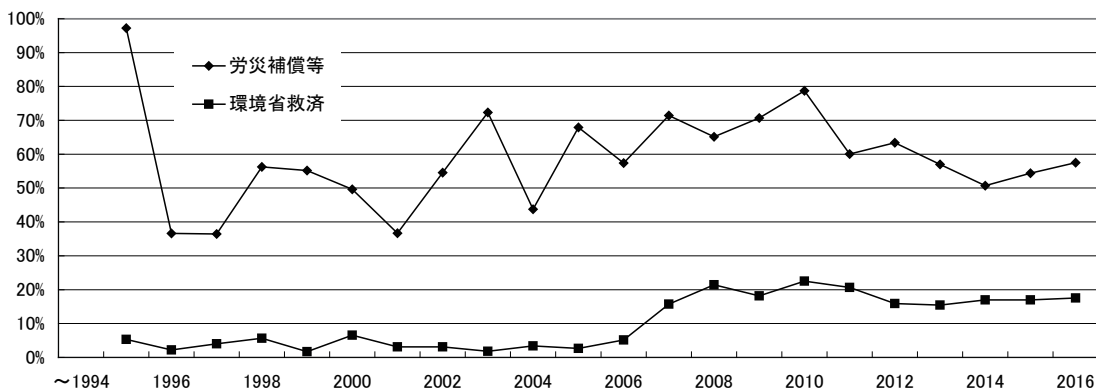
ものであり、各々の理由ごとのデータを示すべきである。「労災等支給」が理由であれば結構なことだが、「(求められた)医学的資料が整わない」場合、それでも処分を求めているならば、「不認定」とされたと考えられる。不認定件数を減らす目的であろうが、自主的な「取下げ」を誘導させられ、事実上断念させられている可能性を排除できないため、総決定件数として分母に含めたものである。「労災等支給」を理由した「取下げ」を除外することができれば、認定率はその分高くなる。

中皮腫の認定率は、2006～2018年度平均で、労災保険が93.4%でもっとも高く、施行前死亡救済92.2%、労災時効救済86.1%、生存中救済85.3%、未申請死亡救済76.9%と続いている。

一方、石綿肺がんの認定率は、2006～2018年度平均で、労災保険の83.5%がもっとも高く、生存中救済58.5%、未申請死亡救済55.5%、労災時効救済53.6%、施行前死亡救済21.9%という順で、かなりの差がついている。また、公害等救済では取下げ件数もかなりの比率ある。

中皮腫の認定率と比較して、とりわけ新法救済に係る石綿肺がんの認定率が低いことは一目瞭然である。再三指摘していることだが、まず石綿肺がんの認定・判定基準とその運用の大幅な改善が求められる。合わせて、医療現場に対するより包括的なアプローチも切実に求められている。

図5 肺がん：中皮腫の比率の推移(死亡年別)



また、中皮腫の診断がつけられているにもかかわらず不支給・不認定とされた事例、「医学的資料が整わない」という理由で取り下げられた事例についての理由の公表・検証が求められる。

労災の環境省救済への紛れ込み

環境再生保全機構の「石綿健康被害救済制度における平成18～29年度被認定者に関するばく露状況調査報告書」によると、表14のとおり、曝露歴が「職業曝露」に分類されるものが、中皮腫の場合で52.5%（前年度52.3%）にものぼることが明らかになっている。石綿肺がんの場合では89.0%である（前年度90.3%）。このなかには労災補償等を受給する資格のあるものが環境省救済に「紛れ込んでいる」ことが強く疑われるが、そのような事例の有無やどれくらいあるのか、調査されたことはない。

そのような事例は、すでに救済給付を受けていたとしても、労災補償等の請求をすることは可能である。これまで「労災認定等との重複分」と言ってきたのは、まさにそのような事例のことである。この問題を放置しておくことはできないと訴えてきたが、2011年6月の中央環境審議会答申「今後の石綿健康被害救済の在り方について」は、「労災保険制度との連携強化」で、次のように指摘している。

「現在、石綿健康被害救済制度と労災保険制度間では、制度対象者が適切に申請を行えるよう、環境再生保全機構（以下「機構」という。）及び労

働基準監督署相互の窓口にて、両制度のパンフレットを置く等制度の周知に努めている。

しかしながら、本来労災保険制度に申請すべき者が、労災保険制度の存在や自分が労災保険制度に申請できることを知らない、あるいは知ってはいるが労災保険窓口への申請を躊躇し、機構の方に申請する事案がいまだあることから、作業従事歴のある申請者等については、申請者本人に労災保険制度について説明し申請を促すのみならず、個人情報取扱いに留意しつつ、機構から労災保険窓口へ直接連絡することを検討するべきである。

2012年12月5日に開催された同審議会の第11回石綿健康被害救済小委員会に参考資料として提出された「二次答申の対応状況」では、以下のよう

に書かれている。「救済制度の申請時に実施しているアンケート調査をもとに、申請者が作業従事歴を有している可能性がある場合、環境再生保全機構から申請者本人に労災保険制度について説明し、申請を勧奨している。また、制度の円滑な案内に資するよう、厚生労働省、環境再生保全機構で合同のリーフレット、ポスターを作成、配布済み」。請求人の同意が得られたものに限られるが、「機構から労災窓口への直接連絡」が行われている。

「速やかな救済」の実現状況

「隙間なく迅速な救済」のうちの「迅速な救済」

特集/石綿健康被害補償・救済状況の検証

表9 中皮腫の決定年度別の補償救済状況・認定率(合計は2006～2018年度分)

年度	労災保険				労災時効救済				生存中救済				
	請求	支給	不支給	認定率	請求	支給	不支給	認定率	請求	認定	不認定	取下げ	認定率*
2011	579	543	25	95.6%		11	1	91.7%	551	498	52	35	85.1%
2012	587	522	40	92.9%		144	39	78.7%	603	584	47	24	89.2%
2013	593	529	31	94.5%		7	14	33.3%	586	516	49	16	88.8%
2014	561	529	27	95.1%		6	2	75.0%	583	486	35	20	89.8%
2015	578	539	29	94.9%		8	2	80.0%	654	573	41	31	88.8%
2016	595	540	12	97.8%		1	0	100.0%	654	654	34	9	93.8%
2017	571	564	20	96.6%		1	1	50.0%	733	654	31	18	93.0%
2018	649	534	31	94.5%		9	2	81.8%	753	749	39	9	94.0%
合計	7,831	7,395	522	93.4%		915	148	86.1%	8,932	7,440	644	634	85.3%

年度	施行前死亡救済					未申請死亡救済					補償・救済合計		
	請求	認定	不認定	取下げ	認定率*	請求	認定	不認定	取下げ	認定率*	認定	不認定等	認定率*
2011	181	64	0	3	95.5%	97	75	22	8	71.4%	1,191	146	89.1%
2012	203	308	2	15	94.8%	134	100	27	1	78.1%	1,658	195	89.5%
2013	27	32	0	2	94.1%	122	104	34	3	73.8%	1,188	149	88.9%
2014	11	11	0	3	78.6%	97	68	17	3	77.3%	1,100	107	91.1%
2015	12	9	0	1	90.0%	106	81	11	4	84.4%	1,210	119	91.0%
2016	15	13	0	4	76.5%	141	115	24	0	82.7%	1,323	83	94.1%
2017	14	10	0	0	100.0%	154	123	29	3	79.4%	1,352	102	93.0%
2018	10	12	1	2	80.0%	171	152	23	0	86.9%	1,456	107	93.2%
合計	3,695	3,419	54	234	92.2%	1,356	1,001	263	37	76.9%	20,170	2,536	88.8%

表10 石綿肺がんの決定年度別の補償救済状況・認定率(合計は2006～2018年度分)

年度	労災保険				労災時効救済				生存中救済				
	請求	支給	不支給	認定率	請求	支給	不支給	認定率	請求	認定	不認定	取下げ	認定率*
2011	480	401	62	86.6%		23	18	56.1%	159	92	58	23	53.2%
2012	495	402	57	87.6%		23	16	59.0%	141	98	61	12	57.3%
2013	420	382	80	82.7%		14	13	51.9%	129	111	28	8	75.5%
2014	465	391	52	88.3%		13	11	54.2%	119	101	25	2	78.9%
2015	414	363	51	87.7%		12	6	66.7%	130	105	24	6	77.8%
2015	427	387	44	89.8%		10	4	71.4%	129	103	40	7	68.7%
2017	443	335	52	86.6%		14	10	58.3%	138	115	36	4	74.2%
2018	417	376	61	86.0%		18	16	52.9%	188	138	38	3	77.1%
合計	6,721	5,728	1,133	83.5%		589	509	53.6%	2,553	1,504	740	329	58.5%

年度	施行前死亡救済					未申請死亡救済					補償・救済合計		
	請求	認定	不認定	取下げ	認定率*	請求	認定	不認定	取下げ	認定率*	認定	不認定等	認定率*
2011	23	2	17	6	8.0%	34	20	20	3	46.5%	538	207	72.2%
2012	16	2	15	3	10.0%	38	16	12	22	32.0%	541	198	73.2%
2013	6	2	4	1	28.6%	53	42	10	5	73.7%	551	149	78.7%
2014	4	2	3	2	28.6%	31	18	9	0	66.7%	525	104	83.5%
2015	5	1	4	0	20.0%	35	24	10	1	68.6%	505	102	83.2%
2016	5	2	5	0	28.6%	42	29	22	3	53.7%	531	125	80.9%
2017	2	0	1	1	0.0%	44	22	16	1	56.4%	486	121	80.1%
2018	5	0	2	3	0.0%	52	34	26	1	55.7%	566	150	79.1%
合計	659	150	408	128	21.9%	449	257	178	28	55.5%	8,228	3,453	70.4%

図6 中皮腫の認定率の推移

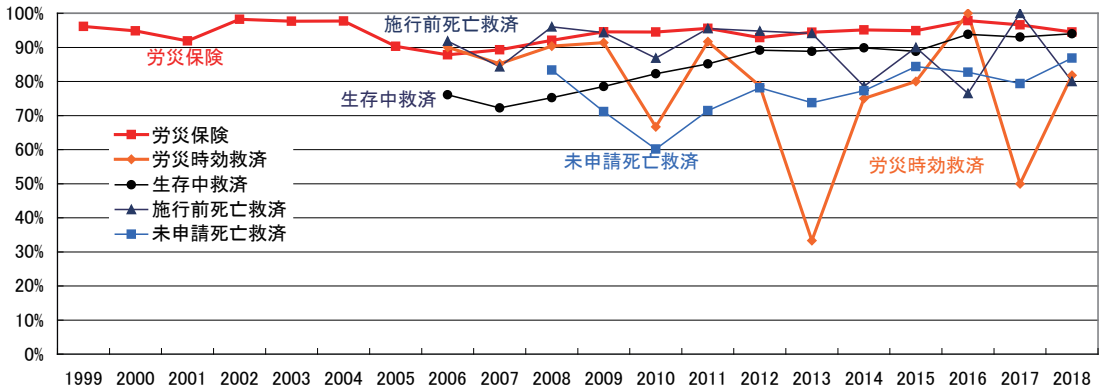
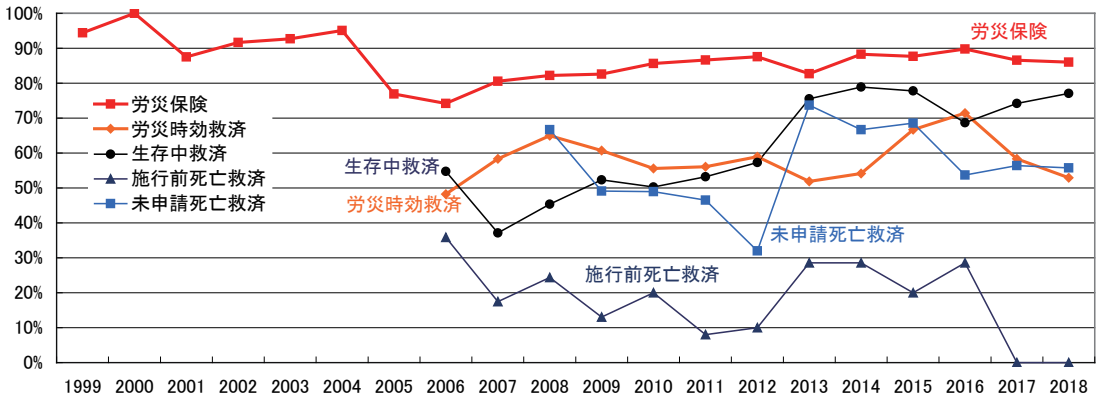


図7 石綿肺がんの認定率の推移



に関しては、環境再生保全機構が公表しているデータ(表15)しかないが、改善傾向は認められるものの、「迅速な救済」が実現できているとは言えない状況である。標準処理期間の設定・公表と合わせて、大幅な短縮が必要である。また、厚生労働省は、速やかに情報を公表すべきである。

都道府県格差

「救済率」を都道府県別についてもみておこう。

分子については、都道府県別の死亡年別の補償・救済件数が公表されていないため、労災補償件数は都道府県別データが入手可能な2003～2018年度の労災保険認定件数、2006～2018年度の労災時効救済、生存中救済、施行前死亡救済、及び、2008～2018年度の未申請死亡救済件数の

合計を用いた。環境省所管救済では、各年度の「労災等認定との重複分」も含めた認定件数を合算したうえで、当該期間の累計の重複件数を減じて、「機構のみ認定」件数を求めている。

1995～2002年度の労災保険認定件数については、都道府県別データが入手できないため含まれていない分過少評価になるが、その数は全国合計で、中皮腫206件、石綿肺がん138件である。一方で、時効救済・施行前死亡救済には、1995～2002年死亡事例が多数含まれているため、都道府県別データが入手可能な1995～2018年の中皮腫死亡者数(表18参照)すべてを、分母とすることが適当であると判断した。

したがって、1995～2018年の中皮腫死亡者数に対する、2003～2018年度に各制度から補償・救済を受けた者の割合として「救済率」を示したもので

特集/石綿健康被害補償・救済状況の検証

表11 石綿肺の決定年度別の補償救済状況・認定率(合計は2010～2018年度分)

年度	労災保険				労災時効救済				生存中救済				
	請求	支給	不支給	認定率	請求	支給	不支給	認定率	請求	認定	不認定	取下げ	認定率*
2014		78				0	0		26	2	27	0	6.9%
2015		64				0	0		34	0	25	1	0.0%
2016		76				2	0	100.0%	32	4	23	3	13.3%
2017		52				0	0		40	5	32	0	13.5%
2018		60				4	0	100.0%	29	3	39	0	7.1%
合計		550				19	0	100.0%	298	35	222	17	12.8%

年度	施行前死亡救済					未申請死亡救済					環境省救済合計(労災等含まず)				
	請求	認定	不認定	取下げ	認定率*	請求	認定	不認定	取下げ	認定率*	請求	認定	不認定	取下げ	認定率*
2014	4	0	2	0	0.0%	6	0	5	1	0.0%	36	2	34	1	5.4%
2015	2	0	1	1	0.0%	9	0	3	0	0.0%	45	0	29	2	0.0%
2016	3	1	1	1	33.3%	7	1	6	0	14.3%	42	6	30	4	15.0%
2017	0	0	0	1	0.0%	12	2	10	0	16.7%	52	7	42	1	14.0%
2018	1	1	0	0	100.0%	14	0	10	1	0.0%	44	4	49	1	7.4%
合計	61	39	16	7	62.9%	74	4	55	4	6.3%	433	78	293	28	19.5%

表12 びまん性胸膜肥厚の決定年度別の補償救済状況・認定率(合計は2010～2018年度分)

年度	労災保険				労災時効救済				生存中救済				
	請求	支給	不支給	認定率	請求	支給	不支給	認定率	請求	認定	不認定	取下げ	認定率*
2014	44	50	8	86.2%		1	0	100.0%	22	6	23	1	20.0%
2015	45	47	19	71.2%		0	0		40	12	19	2	36.4%
2016	57	35	4	89.7%		0	0		39	20	36	1	35.1%
2017	46	49	6	89.1%		0	0		42	17	19	0	47.2%
2018	68	53	5	91.4%		0	0		56	26	39	0	40.0%
合計	472	412	92	81.7%		1	0	100.0%	321	131	210	11	37.2%

年度	施行前死亡救済					未申請死亡救済					補償・救済合計		
	請求	認定	不認定	取下げ	認定率*	請求	認定	不認定	取下げ	認定率*	認定	不認定等	認定率*
2014	0	0	0	0		4	1	2	0	33.3%	58	34	63.0%
2015	0	1	0	0	100.0%	6	4	4	0	50.0%	64	44	59.3%
2016	0	0	0	0		4	2	5	0	28.6%	57	46	55.3%
2017	0	0	0	0		6	1	5	0	16.7%	67	30	69.1%
2018	0	0	0	0		18	8	10	0	44.4%	87	54	61.7%
合計	16	11	8	1	55.0%	62	21	47	1	30.4%	576	370	60.9%

表13 良性石綿胸水の決定年度別の補償救済状況・認定率(合計は2010～2018年度分)

年度	労災保険				労災時効救済	
	請求	支給	不支給	認定率	支給	不支給
2014	26	32	1	97.0%	0	0
2015	26	20	0	100.0%	0	0
2016	30	20	2	90.9%	0	0
2017	25	39	1	97.5%	0	0
2018	35	34	3	91.9%	0	0
合計	288	313	9	97.2%	0	0

ある(表19-20)。

中皮腫・石綿肺がんについて、全国平均とベスト5及びワースト5の都道府県は、表16・17のとおり。

中皮腫の「救済率」は、全国平均は75.1%(2009年度末時点69.1%、2010年度末時点70.6%、2011年度末時点71.8%、2012年度末時点74.8%、2013年度末時点74.8%、2014年度末時点74.4%、2015年度末時点74.1%、2016年度末時点74.4%、2017年度末時点74.5%)であるが、最高の東京都の

表14 環境省救済被認定者に関するばく露状況調査結果

中皮腫	男性		女性		計	
医療費(生存中救済)・未申請弔慰金(未申請死亡救済)						
職業曝露	2,451	69.4%	220	16.3%	2,671	54.7%
家庭内曝露	23	0.7%	130	9.6%	153	3.1%
立入・屋内環境曝露	75	2.1%	36	2.7%	111	2.3%
その他・不明	982	27.8%	963	71.4%	1,945	39.9%
計	3,531	100.0%	1,349	100.0%	4,880	100.0%
施行前弔慰金(施行前死亡救済)						
職業曝露	1,256	61.3%	170	19.3%	1,426	48.7%
家庭内曝露	5	0.2%	40	4.5%	45	1.5%
立入・屋内環境曝露	35	1.7%	23	2.6%	58	2.0%
その他・不明	752	36.7%	649	73.6%	1,401	47.8%
計	2,048	100.0%	882	100.0%	2,930	100.0%
合計						
職業曝露	3,707	66.4%	390	17.5%	4,097	52.5%
家庭内曝露	28	0.5%	170	7.6%	198	2.5%
立入・屋内環境曝露	110	2.0%	59	2.6%	169	2.2%
その他・不明	1,734	31.1%	1,612	72.3%	3,346	42.8%
計	5,579	100.0%	2,231	100.0%	7,810	100.0%

肺がん	男性		女性		計	
医療費(生存中救済)・未申請弔慰金(未申請死亡救済)						
職業曝露	871	91.0%	30	51.7%	901	88.8%
家庭内曝露	3	0.3%	5	8.6%	8	0.8%
立入・屋内環境曝露	9	0.9%	0	0.0%	9	0.9%
その他・不明	74	7.7%	23	39.7%	97	9.6%
計	957	100.0%	58	100.0%	1,015	100.0%
施行前弔慰金(施行前死亡救済)						
職業曝露	100	92.6%	1	33.3%	101	91.0%
家庭内曝露	3	2.8%	1	33.3%	4	3.6%
立入・屋内環境曝露	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
その他・不明	5	4.6%	1	33.3%	6	5.4%
計	108	100.0%	3	100.0%	111	100.0%
合計						
職業曝露	971	91.2%	31	50.8%	1,002	89.0%
家庭内曝露	6	0.6%	6	9.8%	12	1.1%
立入・屋内環境曝露	9	0.8%	0	0.0%	9	0.8%
その他・不明	79	7.4%	24	39.3%	103	9.1%
計	1,065	100.0%	61	100.0%	1,126	100.0%

表15 環境省救済認定等の処理期間の状況

生存中救済の申請についての処理期間の状況

	2006年度		2018年度	
	申請から認定等決定までの平均処理日数	申請から医学的判定申出までの平均日数	申請から認定等決定までの平均処理日数	申請から医学的判定申出までの平均日数
1回の医学的判定	173	123	84	28
追加資料が必要とされたもの		246	86	
			90	57
			143	

施行前死亡救済の申請についての処理期間の状況

	2006年度		2018年度	
	申請から認定等決定までの平均処理日数	申請から医学的判定申出までの平均日数	申請から認定等決定までの平均処理日数	申請から医学的判定申出までの平均日数
1回の医学的判定	257	231	231	73
追加資料が必要とされたもの		325	191	
医学的判定を経ないで機構で認定したもの	146	-	22	-

未申請死亡救済の申請についての処理期間の状況

	2009年度		2018年度	
	申請から認定等決定までの平均処理日数	申請から医学的判定申出までの平均日数	申請から認定等決定までの平均処理日数	申請から医学的判定申出までの平均日数
1回の医学的判定	186	124	72	36
追加資料が必要とされたもの		239	72	
			115	73
			164	

注1) 医学的判定とは、審査分科会等を経て判定小委員会で審議したものである。

注2) 取下げについては、処理日数の計算には含めていない。

注3) 条件付不認定を受けた者から新たな資料の提出があり、審査の再開により認定等を行ったものは、平均処理日数の計算には含めていない。

注4) 新資料の提出による再審査、及び原処分取消後の処分は除く。

表16 中皮腫：都道府県別の「救済率」

順位	都道府県	死亡者数	補償・救済合計	「救済率」	肺がん/中皮腫	労災等
1	東京	2,062	1,847	89.5%	59.4%	51.4%
2	兵庫	2,259	1,959	86.7%	34.2%	47.0%
3	愛知	1,160	1,005	86.6%	30.4%	48.6%
4	大阪	2,511	2,168	86.3%	31.1%	49.2%
5	岡山	505	407	80.6%	90.2%	58.2%
	全国平均	25,142	18,892	75.1%	42.9%	47.8%
43	石川	211	124	58.8%	18.5%	46.8%
44	熊本	273	154	56.4%	48.7%	37.0%
45	岩手	181	98	54.1%	16.3%	19.4%
46	鹿児島	308	166	53.9%	15.7%	34.2%
47	沖縄	171	82	48.0%	53.7%	35.4%

89.5%から最低の沖縄県の48.0%まで1.9倍（同前2.0倍、1.7倍、2.1倍、2.0倍、1.9倍、1.8倍、1.7倍、1.9倍、1.8倍）のばらつきがみられる。

石綿肺がんの「救済率」は、全国平均は16.1%（同前14.4%、15.1%、17.0%、15.8%、16.0%、16.1%、16.1%、16.1%、16.0%）であるが、最高の岡山県の36.3%から最低の鹿児島県の4.2%までの、中皮腫の場合よりもさらに大きな8.6倍（同前13.4倍、14.0倍、15.7倍、15.7倍、13.1倍、11.6倍、10.0倍、9.8倍、8.9倍）ものばらつきがみられる。

この格差は、あまりにも大きすぎるだろう。これは、アスベスト被害とその補償・救済制度に対する周知・認識や、地方自治体をはじめとした関係者の取り組みのレベル等のばらつきを反映しているものと考えられるが、いまのうちに実効性のある対策を講じておかないと、自治体別格差がますます拡大していくことが懸念される。

表16・17の「労災等」、表19・20の「労災等割合」欄に示したのは、補償・救済合計に対する労災補償等（労災保険+労災時効救済）の割合である。これはかなりのばらつきがみられた。

業種別では建設業が過半

表21に、2008年度分及び2007～2018年度累計の、業種別の石綿関連疾患支給決定状況（労災保険+労災時効救済）を示した。

全支給決定事例に対する割合は、建設業が2007年度の47.2%から2018年度56.2%へと増加し

表17 石綿肺がん：都道府県別の「救済率」

順位	都道府県	死亡者数	補償・救済合計	「救済率」	肺がん/中皮腫	労災等
1	岡山	1,010	367	36.3%	90.2%	89.9%
2	香川	462	132	28.6%	73.3%	83.3%
3	長崎	1,012	282	27.9%	74.2%	87.9%
4	東京	4,124	1,098	26.6%	59.4%	88.1%
5	山口	822	203	24.7%	64.4%	84.2%
	全国平均	50,284	8,097	16.1%	42.9%	81.8%
43	秋田	272	14	5.1%	16.9%	71.4%
44	岩手	362	16	4.4%	16.3%	81.3%
45	山梨	250	11	4.4%	12.8%	72.7%
46	鹿児島	616	26	4.2%	15.7%	50.0%
47	鳥取	190	8	4.2%	12.7%	87.5%

続ける一方で（累計51.3%）、製造業は2007年度の42.7%から2018年度35.1%へと減少している（累計39.6%）（その他は10.1%から8.7%へ（累計9.1%））。

なお、厚生労働省は例年どおり、2019年12月18日に2018年度「労災認定等事業場一覧表」を公表している。おつて以下の累計情報にも反映される予定である（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/sekimen/ichiran/081217-1.html）。

この情報についても、全国安全センターはいち早く独自に累計情報をデータベース化して検索可能なかたちで提供を開始している（http://joshrc.info/?page_id=79）。

また、中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会が12月19～20日に実施した「全国一斉アスベスト被害ホットライン」にも協力している。

「隙間ない救済」実現はまだ

検証作業の結論としては、「隙間ない救済」が実現されているというにはほど遠いと言わざるを得ない。

救済率が一貫して増加し続けていることを確認できるのは幸いとはいえ、抜本的な改善対策が必要である。労災補償等の資格のあるものの公害等救済への「紛れ込み」の増加も懸念される。

あらためて「隙間ない救済」目標の再確認と実現に向けた実効性のある諸施策の確立が求められていることを強調しておきたい。



表18 中皮腫死亡者数(都道府県別)

	中皮腫死亡者数(※合計数は1995～2018年合計)																			合計
	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018		
北海道	38	50	43	55	40	51	34	49	57	56	67	74	62	65	67	86	73	86	1,219	
青森	4	7	7	5	4	10	7	6	5	8	2	9	6	8	7	6	11	8	142	
岩手	4	5	6	9	7	11	7	5	7	6	11	7	13	13	13	11	17	12	181	
宮城	10	12	15	18	13	7	13	16	19	23	23	39	24	11	25	31	28	12	383	
秋田	6	7	7	6	3	6	6	3	3	7	6	7	3	7	5	9	3	10	136	
山形	2	8	5	5	2	7	7	6	3	10	10	6	11	12	10	5	11	4	138	
福島	10	8	4	14	15	14	13	17	22	18	27	19	21	15	19	27	24	16	359	
茨城	14	21	15	14	14	20	15	20	22	18	19	18	17	18	29	29	24	25	409	
栃木	10	9	10	7	5	5	8	8	19	7	15	7	12	12	8	14	21	21	239	
群馬	9	10	14	10	10	15	10	11	12	16	9	9	14	11	13	17	12	12	250	
埼玉	41	37	36	48	38	39	62	57	51	59	60	89	68	61	81	94	89	89	1,266	
千葉	17	17	30	36	37	41	35	28	33	27	43	55	66	54	63	60	57	55	853	
東京	60	57	73	68	73	93	81	108	75	101	110	101	120	131	128	130	131	135	2,062	
神奈川	51	46	65	69	80	63	85	105	85	82	104	129	98	103	96	88	109	104	1,850	
新潟	17	12	21	19	16	21	19	15	12	21	20	23	28	25	19	28	25	20	413	
富山	7	11	12	8	13	12	12	18	18	13	14	17	20	17	14	16	19	15	312	
石川	7	4	7	4	8	4	8	9	12	8	11	13	10	14	13	8	16	17	211	
福井	2	5	5	8	4	2	5	6	9	8	3	3	8	9	9	12	9	7	129	
山梨	5	2	3	2	6	7	3	5	5	6	7	8	7	8	5	1	14	15	125	
長野	11	10	9	4	8	13	8	12	21	15	16	19	24	13	11	16	27	28	304	
岐阜	8	11	14	9	9	15	20	19	18	14	21	17	24	22	18	25	26	18	349	
静岡	20	18	24	29	31	35	20	27	27	36	20	28	39	40	45	36	43	45	659	
愛知	31	26	32	35	34	52	51	61	38	51	59	73	64	80	87	81	77	89	1,160	
三重	5	10	7	11	6	8	13	13	13	14	12	15	17	16	21	15	11	16	254	
滋賀	8	6	9	9	8	9	12	20	10	9	7	11	15	14	11	20	17	15	254	
京都	11	12	12	28	14	25	17	21	19	22	22	17	22	21	25	25	27	21	439	
大阪	87	93	79	99	87	103	103	110	108	121	119	131	127	144	171	169	167	137	2,511	
兵庫	70	68	75	75	90	102	98	105	106	122	117	134	140	107	130	138	132	129	2,259	
奈良	14	12	19	14	11	14	23	13	14	19	26	20	17	16	20	18	16	19	362	
和歌山	8	2	6	7	5	6	6	7	7	6	11	14	11	8	13	6	12	11	179	
鳥取	2	8	5	1	2	4	2	7	5	5	5	3	5	5	4	5	5	4	95	
島根	3	4	2	4	4	3	6	6	10	2	7	4	4	4	11	3	10	7	107	
岡山	19	25	26	19	17	23	22	23	25	25	23	24	24	26	20	34	21	30	505	
広島	32	31	24	48	39	41	35	45	41	47	46	50	53	57	49	49	42	51	922	
山口	14	14	14	16	13	21	16	19	28	14	20	17	24	20	25	27	20	22	411	
徳島	4	4	2	5	9	7	11	6	8	10	7	3	7	9	5	7	6	8	137	
香川	9	11	7	4	9	7	11	18	15	13	8	3	18	7	14	27	10	7	231	
愛媛	15	12	16	12	10	10	14	10	13	11	10	18	17	23	18	17	23	19	309	
高知	3	6	8	6	6	2	8	7	3	5	7	8	5	4	8	7	6	7	124	
福岡	33	44	33	34	39	37	42	44	71	63	52	58	50	65	57	65	71	70	1,081	
佐賀	6		11	8	9	12	11	10	4	9	4	6	5	7	10	7	3	7	162	
長崎	8	17	14	16	22	30	31	29	23	16	26	29	30	28	38	24	28	28	506	
熊本	8	3	10	16	8	4	16	13	11	16	12	16	17	11	20	13	19	19	273	
大分	8	3	8	12	6	8	11	9	13	12	11	13	10	11	13	12	8	9	209	
宮崎	7	8	8	9	7	6	13	6	6	9	6	9	9	1	7	8	10	9	167	
鹿児島	8	12	16	10	12	18	14	10	19	20	14	20	10	17	17	19	14	13	308	
沖縄	6	9	9	6	8	6	4	7	9	9	9	7	13	4	10	5	11	11	171	
不詳等		3	1	2		1		1	2				1	2	2				17	
合計	772	810	878	953	911	1,050	1,068	1,170	1,156	1,209	1,258	1,400	1,410	1,376	1,504	1,550	1,555	1,512	25,142	

特集/石綿健康被害補償・救済状況の検証

表19-1 中皮腫の補償・救済状況(都道府県別)

	労災保険(小計は2003～2018年度分)										労災時効救済(小計は2006～2018年度分)										労災等 割合
	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	小計	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	小計			
北海道	29	41	28	31	43	42	44	44	500		12			1			2	52	59.5%		
青森	1		2	2	4	3	1	3	28					1				4	33.0%		
岩手		1	1	1	2	3	2	2	18									1	19.4%		
宮城	11	6	9	8	7	13	8	5	123		1							7	44.5%		
秋田	2	4		1	2	2	1	2	22									1	27.7%		
山形	3	4	2	4	2	3	5	2	35									5	44.0%		
福島	7	5	6	7	9	6	4	6	95				1					11	49.1%		
茨城	3	3	9	9	5	8	8	6	85			1						7	34.7%		
栃木	1	1	2		3	1	3	7	36									4	27.6%		
群馬	2	4		1	2	3	3	1	35		2							3	22.2%		
埼玉	20	17	24	19	11	15	20	18	251	1	5						1	26	32.8%		
千葉	11	14	16	5	14	6	10	7	163		3							13	30.3%		
東京	62	61	51	54	69	55	60	60	868		17	1	2					82	51.4%		
神奈川	33	45	33	46	33	39	35	28	582	1	17	1		3			1	82	50.6%		
新潟	14	7	6	6	11	9	9	6	130		4							14	48.5%		
富山	12	7	8	9	7	5	6	10	114									13	51.8%		
石川	3	5	6	3	5	3	2	2	50		5							8	46.8%		
福井			3	5	3	2	3	2	37		1	1						4	47.7%		
山梨	2		2	4	2	1	4		21		1							1	25.6%		
長野	4	9	4	7	2	4	11	5	77		1							6	44.1%		
岐阜	3	5	3	6	11	4	7	3	88		2							9	37.9%		
静岡	6	9	25	14	15	13	17	14	204	1	2							24	46.4%		
愛知	30	34	32	31	35	32	30	31	437		7		1		1		1	51	48.6%		
三重	2	4	3	5	3	4	4	6	55									3	38.7%		
滋賀	4	2	4	6	3	6	4	3	68		1							7	41.7%		
京都	9	7	13	12	5	9	7	13	113	2	5							21	43.9%		
大阪	60	69	54	64	63	65	54	65	957	1	18	3		1			2	109	49.2%		
兵庫	51	47	41	46	42	44	44	42	797	3	12		1					123	47.0%		
奈良	8	5	5	5	3	4	2	6	77									11	34.5%		
和歌山	4	2	2	1	4	2	6		38									7	37.8%		
鳥取	1	1	3		1	1	3	1	19									1	31.7%		
島根	5	1		1		3	4	1	29		1							4	50.0%		
岡山	15	11	13	13	10	15	19	15	212		2						1	25	58.2%		
広島	33	24	31	32	21	28	30	31	439		5		1			1	1	57	70.8%		
山口	14	15	11	8	10	11	12	15	172		5							28	63.5%		
徳島	4	2	2		2	1	4	3	38									2	41.7%		
香川	3	5	2	9	5	6	3	7	91		1							6	53.9%		
愛媛	7	5	11	5	8	9	6	7	111	1	2			1				8	56.9%		
高知	2	1		1	1	3		1	21									2	31.1%		
福岡	30	12	24	15	27	23	31	23	356		3							21	48.3%		
佐賀	2	3	3	2	2	4	1	3	37		1							3	39.6%		
長崎	18	11	15	15	17	17	20	10	248		3			1				26	72.1%		
熊本	3	5	4	2	6	5	3	7	55		1							2	37.0%		
大分	4	5	7	6	4	2	7	4	72	1	2							8	61.5%		
宮崎	1		2	1	1	2		1	29									2	30.1%		
鹿児島	4	3	3	5	3	3	4	4	51		1							6	34.3%		
沖縄	1		3	2	1	1	3	2	24		1							5	35.4%		
不詳等									2									0	50.0%		
合計	544	522	528	529	539	540	564	534	8,110	11	144	7	6	8	1	1	9	915	47.8%		

表19-2 中皮腫の補償・救済状況(都道府県別)

	生存中救済(重複分・小計は2006~2018年度分)										施行前死亡救済(重複分・小計は2006~2018年度分)									
	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	重複分	小計	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	重複分	小計
北海道	10	27	29	16	20	28	26	31	△87	203	3	20	1	1					△12	128
青森	1	2	1	3	6	5	5	7	△8	37		4							△2	22
岩手	2	4	2	8	5	4	4	6	△6	38			1	2	1			2	△1	29
宮城	12	6	10	8	9	10	9	9	△46	94		1	5	1			1		△3	57
秋田	1	2	2	2	3	2	6	2	△4	24			1						△2	34
山形	1	7	3	3	2	3	4	4	△14	29		1							△1	16
福島	3	8	5	6	2	6	4	9	△20	54	1	2	5		1				△1	43
茨城	6	8	6	2	14	10	8	11	△22	98	1	3	1			2			△1	57
栃木	4	5	7	1	5	9	8	6	△9	54	2	2	1						△3	36
群馬	6	7	2	4	6	4	7	12	△7	66		2					1		△1	55
埼玉	25	34	30	27	33	38	33	50	△97	344	3	18	2		1	2			△10	176
千葉	24	28	22	14	27	21	27	28	△42	244	3	17				1	1		△5	121
東京	44	41	41	34	58	47	51	69	△106	526	5	31	3	2	1	1		1	△19	273
神奈川	30	38	28	30	28	42	50	42	△101	369	2	21	2		2	1	1	2	△17	217
新潟	9	11	5	9	9	10	8	8	△28	81		4		1					△3	53
富山	6	6	2	12	8	11	7	8	△33	63	1	7							△5	45
石川	4	4	3	2	3	5	2	5	△11	33	1	2							△2	29
福井	1	3	3	2	2	5	2	2	△5	29		2							0	15
山梨	3	1	6	3	5	3	9	8	△8	42		2							△1	16
長野	4	7	5	6	1	14	8	10	△19	63	2	3							△1	30
岐阜	8	13	6	6	6	12	12	13	△13	91		2							△5	50
静岡	11	10	11	6	11	19	13	19	△36	132	8	14	1						△3	100
愛知	28	43	40	34	33	35	52	49	△105	352	1	7	2	1					△7	114
三重	2	8	7	5	7	10	2	11	△20	59	1	2		1					△4	25
滋賀	5	5	7	5	3	13	4	9	△20	66		3							△2	35
京都	5	12	5	6	8	19	7	8	△25	89	2	7							△2	70
大阪	62	60	68	87	86	84	74	85	△199	698	9	29	2	1		2	1	1	△25	297
兵庫	68	75	59	63	71	60	70	90	△188	690	12	16	1		2	1	2		△29	301
奈良	15	7	7	7	10	12	7	12	△22	103	1	7	1				1	1	△4	52
和歌山	3	5	4	5	2	2	7	3	△9	34		1							△2	28
鳥取	2	3	5	2		1	4		△3	21		3		1		1			0	20
島根	4	2	1	2	2	2	3	4	△11	19									0	11
岡山	8	8	4	2	9	11	6	11	△30	80		5					1		△2	77
広島	5	12	8	7	6	15	18	10	△41	100		14				1	1		△13	88
山口	9	13	6	9	4	7	14	7	△44	65		4							△3	34
徳島	5	4	2	1	2	2	6	7	△13	30	2	2						1	0	20
香川	2	1	5	3	10	5	4	3	△6	46		3							△5	23
愛媛	4	3	3	4	8	6	3	9	△9	49	1	3						1	△3	31
高知	2		1		4	3	3	3	△6	23		1							△2	24
福岡	22	32	28	22	20	26	24	24	△79	235		15		1	1	1		1	△9	117
佐賀	2	2		1	2	6	2	8	△10	30		3							△1	27
長崎	10	4	3	6	5	8	4	8	△29	51		9			1			1	△2	45
熊本	5	3	6	4	4	2	15	4	△13	56	2	4	1						0	34
大分	4	1	5	1	2	5	9	4	△27	25		1						1	△1	21
宮崎	5	3	4	3	2	3	1	11	△15	32		3	1						△1	34
鹿児島	6	6	4	2	7	9	8	7	△26	66		5							△1	38
沖縄			4		1		4	3	△1	16	1	2							△2	32
不詳等			1	1	2		0		△3	1									0	1
合計	498	584	516	486	573	654	654	749	△1,676	5,750	64	308	32	11	9	13	10	12	△218	3,201

特集/石綿健康被害補償・救済状況の検証

表19-3 中皮腫の補償・救済状況(都道府県別)(救済率の分母は1995～2018年中皮腫死亡者数の合計)

	未申請死亡救済(重複分・小計は2008～2018年分)										合計	救済率	順位	年平均死亡数	人口千人2010国勢	10万人当死亡数	対全国平均比	肺がん/中皮腫
	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	重複分	小計									
北海道	7	4	3	3	4	4	6	△1	44	927	76.0%	10	50.8	5,506	0.922	112.8%	41.3%	
青森	1				1	1	1	0	6	97	68.3%	24	5.9	1,373	0.431	52.7%	33.0%	
岩手		3		2	3	1	3	△1	12	98	54.1%	45	7.5	1,330	0.567	69.3%	16.3%	
宮城	1	4	1		1	1	2	△1	11	292	76.2%	9	16.0	2,348	0.680	83.1%	43.5%	
秋田			1			1		0	2	83	61.0%	38	5.7	1,086	0.522	63.8%	16.9%	
山形	1			1				0	6	91	65.9%	31	5.8	1,169	0.492	60.1%	56.0%	
福島	1				1	2	7	△2	13	216	60.2%	40	15.0	2,029	0.737	90.1%	22.2%	
茨城			2	3	4	2	2	△1	18	265	64.8%	32	17.0	2,970	0.574	70.1%	30.6%	
栃木	3	4			1	3	1	△1	15	145	60.7%	39	10.0	2,008	0.496	60.6%	33.8%	
群馬		1	1	2		2	1	0	12	171	68.4%	23	10.4	2,008	0.519	63.4%	25.1%	
埼玉	7	4	2	4	7	7	9	△4	47	844	66.7%	27	52.8	7,195	0.733	89.6%	38.6%	
千葉	4	2	3	6	5	3	11	△5	39	580	68.0%	25	35.5	6,216	0.572	69.9%	57.9%	
東京	14	10	9	9	15	11	17	△9	98	1,847	89.6%	1	85.9	13,159	0.653	79.8%	59.4%	
神奈川	7	7	2	2	9	8	10	△8	61	1,311	70.9%	18	77.1	9,048	0.852	104.1%	58.6%	
新潟	1	2	2	2	3	5	1	△2	19	297	71.9%	16	17.2	2,374	0.725	88.6%	42.4%	
富山	1	1		1	1	1	1	0	10	245	78.5%	6	13.0	1,093	1.189	145.4%	31.8%	
石川	1		1			2		△1	4	124	58.8%	43	8.8	1,170	0.751	91.9%	18.5%	
福井		1					1	△1	1	86	66.7%	28	5.4	806	0.667	81.5%	26.7%	
山梨	2	1		1				0	6	86	68.8%	22	5.2	863	0.604	73.8%	12.8%	
長野		3	1		1	1	2	△1	12	188	61.8%	35	12.7	2,152	0.589	71.9%	38.8%	
岐阜	2	2			3	3	3	0	18	256	73.4%	14	14.5	2,081	0.699	85.4%	31.6%	
静岡	2	3	2	5	4	2	4	△1	31	491	74.5%	13	27.5	3,765	0.729	89.1%	27.7%	
愛知	8	4	7	5	5	6	12	△7	51	1,005	86.6%	3	48.3	7,411	0.652	79.7%	30.4%	
三重		1		2	1		1	0	8	150	59.1%	42	10.6	1,855	0.571	69.7%	61.3%	
滋賀	1	1		1				△1	4	180	70.9%	17	10.6	1,411	0.750	91.7%	38.3%	
京都		1	1	1	1	3	2	△1	12	305	69.5%	21	18.3	2,636	0.694	84.8%	34.1%	
大阪	11	12	6	5	14	21	21	△9	107	2,168	86.3%	4	104.6	8,865	1.180	144.3%	31.1%	
兵庫	7	5	5	4	11	8	7	△12	48	1,959	86.7%	2	94.1	5,588	1.684	205.9%	34.2%	
奈良	3		1			1	5	0	12	255	70.4%	19	15.1	1,401	1.077	131.6%	45.1%	
和歌山	1		4		1	2		△2	12	119	66.5%	29	7.5	1,002	0.744	91.0%	52.9%	
鳥取				1				0	2	63	66.3%	30	4.0	589	0.672	82.1%	12.7%	
島根	1							0	3	66	61.7%	36	4.5	717	0.622	76.0%	54.5%	
岡山	1	2		2	3	1	1	△1	13	407	80.6%	5	21.0	1,945	1.082	132.2%	90.2%	
広島	1	5			2	3	3	△2	17	701	76.0%	11	38.4	2,861	1.343	164.1%	53.8%	
山口	1			2	3	4	5	△1	16	315	76.6%	8	17.1	1,451	1.180	144.3%	64.4%	
徳島		2			3		1	△1	6	96	70.1%	20	5.7	785	0.727	88.9%	22.9%	
香川				1	3	1	2	0	14	180	77.9%	7	9.6	996	0.966	118.1%	73.3%	
愛媛	1	2	2	1	2	1		△2	10	209	67.6%	26	12.9	1,431	0.900	110.0%	63.6%	
高知		2				1		0	4	74	59.7%	41	5.2	764	0.676	82.7%	24.3%	
福岡	6	6	7	9	2	5	7	△4	51	780	72.2%	15	45.0	5,072	0.888	108.6%	35.4%	
佐賀		1		1				0	4	101	62.3%	33	6.8	850	0.794	97.1%	29.7%	
長崎	1	1	2		1	1	1	0	10	380	75.1%	12	21.1	1,427	1.477	180.6%	74.2%	
熊本	1	3		1				△1	7	154	56.4%	44	11.4	1,817	0.626	76.5%	48.7%	
大分			1	1		2		0	4	130	62.2%	34	8.7	1,197	0.728	88.9%	26.2%	
宮崎		1	2	1		1		△2	6	103	61.7%	37	7.0	1,135	0.613	74.9%	17.5%	
鹿児島	1	2				1	1	△1	5	166	53.9%	46	12.8	1,706	0.752	92.0%	15.7%	
沖縄		1		2		1	1	0	5	82	48.0%	47	7.1	1,393	0.511	62.5%	53.7%	
不詳等								0	0	4			0.7				25.0%	
合計	100	104	68	81	115	123	152	△86	916	18,892	75.1%		1,047.6	128,054	0.818	100.0%	42.9%	

表20-1 石綿肺がんの補償・救済状況(都道府県別)

	労災保険(小計は2003～2018年度分)										労災時効救済(小計は2006～2018年度分)								労災等 割合
	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	小計	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	小計	
北海道	15	24	23	23	25	37	15	26	317	1	2		1			1	1	15	86.7%
青森	2	3	2	1	1	2		2	20									2	68.8%
岩手			1	2	1	1	1	1	12									1	81.3%
宮城	6	6	4	5	9	14	4	5	80		1			1				9	70.1%
秋田	1		1				1	2	10									0	71.4%
山形	3	5	1	6	1	2	1	1	36									3	76.5%
福島	1	3	3	1	3	3	4	3	35	1							1	2	77.1%
茨城	1	2	4	3	2	3	4	2	44	1								6	61.7%
栃木	1	1	2	3	1	2	3	2	25							1		5	61.2%
群馬	1	1	1	2	1	1	2		20		1					1		4	55.8%
埼玉	6	15	17	11	12	21	17	23	205	2		1	2	1	4		1	24	70.2%
千葉	17	24	16	15	12	10	4	13	224	1	1						1	11	69.9%
東京	65	70	52	60	52	53	57	47	920	4	3	2	1	1	1	2		47	88.1%
神奈川	44	31	43	45	30	33	26	38	613	2	1	1	2	1		1	1	67	88.5%
新潟	3	7	3	5	4	9	2	2	97					1			1	12	86.5%
富山	7	5	3	2	5	4	8	2	65		1							4	88.5%
石川	1	3			3	1	3	2	21									0	91.3%
福井		1	2	2	1	1		1	17									0	73.9%
山梨	1				1		1	2	7									1	72.7%
長野	7		1	1	3	3	3	3	46	1								7	72.6%
岐阜	3	1	4	1	2	3	2	3	53									4	70.4%
静岡	5	3	4	6	3	8	3	5	96					1				5	74.3%
愛知	17	12	14	18	18	19	12	14	216	1	3	1	1			1	1	29	80.1%
三重	8	5	7	4	5	2	2	7	81						1			2	90.2%
滋賀	2	2	5	5	5	1	5	3	47	1	1							4	73.9%
京都	13	9	12	9	8	5	7	1	88				1					2	86.5%
大阪	23	20	23	27	17	24	22	24	468	3	2	1	1	3	2	3	5	68	79.5%
兵庫	28	37	24	27	33	24	20	34	483	2	3	2	1	1		1	1	68	82.4%
奈良	2	2	3	2	3	2	5	4	73			1						7	69.6%
和歌山	3	2		1	4	4	1	3	48					1				2	79.4%
鳥取			1	2	1		1		7									0	87.5%
島根	2		3	1		2	1	2	24			1						5	80.6%
岡山	20	28	29	22	11	17	11	22	320									10	89.9%
広島	21	22	19	22	27	26	20	21	304	1		1	1				1	28	88.1%
山口	14	11	6	13	10	7	14	13	162		1						1	9	84.2%
徳島	3	1			1		1	2	12									2	63.6%
香川	6	3	5	10	9	6	4	6	87					1			1	23	83.3%
愛媛	8	6	8	3	5	6	5	5	102						1			10	84.2%
高知	1	1				3	1		11									2	72.2%
福岡	10	16	19	7	12	10	19	15	196	1		1				1		21	78.6%
佐賀		2			1			2	15								1	8	76.7%
長崎	20	11	10	13	15	13	12	8	210	1						2	1	38	87.9%
熊本	7	1	2	3	2	2	6	4	43						1			2	60.0%
大分	1	3	1	1	2		4	1	27									1	82.4%
宮崎		1	1	2	1	1			13									1	77.8%
鹿児島		1	2	2			1		9									4	50.0%
沖縄		1	1	3	1	1			25		3	2	2					14	88.6%
不詳等	1								1									0	100.0%
合計	400	402	382	391	363	386	335	376	6,035	23	23	14	13	12	10	14	18	589	81.8%

特集/石綿健康被害補償・救済状況の検証

表20-2 石綿肺がんの補償・救済状況(都道府県別)

	生存中救済(重複分・小計は2006~2018年度分)											施行前死亡救済(重複分・小計は2006~2018年度分)										
	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	重複分	小計	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	重複分	小計		
北海道	7	4	5	6	2	6	3	3	△22	41									△1	3		
青森			2		1			4	△1	9									△1	1		
岩手				1	1	1			△1	2									△1	0		
宮城	3	5	3	5	5	5	3	3	△21	33					1				△1	1		
秋田					2		2	1	△1	4									0	0		
山形			1	1	2	1		2	△3	8									△1	1		
福島	2	1		1			1	1	△4	6									0	2		
茨城	4	1	3	2			1	6	△1	26									0	1		
栃木		1			3	1		2	△2	13									0	2		
群馬	1	1	1	1			1	2	△2	14									0	1		
埼玉	7	2	6	2	4	3	12	16	△21	70		1							△4	13		
千葉	4	8	12	5	11	9	5	9	△10	85									0	6		
東京	8	2	11	12	9	12	12	11	△22	104		1							0	5		
神奈川	3	3	9	4	4	5	8	5	△18	62									0	13		
新潟	2	1	2	2		2	1		△9	12									0	2		
富山				2			1	3	△2	5									△2	3		
石川		1							△3	2									0	0		
福井									0	6									0	0		
山梨						1			△1	3									△1	0		
長野		4	1		2	1	1	4	△3	18									0	1		
岐阜	1	2	6	2	2	3		2	△3	20									0	0		
静岡	3	3	2	1	1	3	5	3	△6	31									0	2		
愛知	5	4	9	3	4	7	2	6	△11	44									0	4		
三重	1			1	1		1	2	△3	7									0	1		
滋賀	2	2		1		1	1	2	△3	15									0	1		
京都	2	1	3	4	2	3	2		△12	12									0	1		
大阪	12	4	1	6	6	1	17	12	△39	103	1		1	1					△11	18		
兵庫	7	17	3	14	5	10	8	9	△42	93				1			1		△5	10		
奈良			2	3	5	2		2	0	28									0	3		
和歌山	2	1		1		1	1	1	△3	12									0	0		
鳥取									0	0									△2	1		
島根			1				1	2	△2	5									0	1		
岡山		6	3	1	3	2	2	1	△10	24									0	1		
広島	2	4	1	2	6	2	1	1	△9	32									△1	4		
山口		4	7	1	4	3	3	3	△14	25									0	3		
徳島		1	2		1	1	1	1	△1	6									0	0		
香川	1	2	3	2	1	2	2	1	△5	19									0	0		
愛媛		1	2	2	2	2	5	2	△3	15									0	2		
高知	1	1							△1	3			1						0	1		
福岡	4	3	4	6	3	5	4	4	△27	43						1			△1	4		
佐賀		2			1	1		3	△4	5									0	0		
長崎	5	2	1	2	1	2	3	6	△6	27									0	2		
熊本	2	1	3	3	6		3	1	△6	23						1			0	1		
大分						1	1	1	△2	3	1								△2	1		
宮崎	1			1	2	1			△7	3									1	1		
鹿児島		3	1	1	3	2	1	2	△3	10									△1	0		
沖縄			1			1			0	3									1	1		
不詳等									0	0									0	0		
合計	92	98	111	101	105	103	115	138	△369	1,134	2	2	2	2	1	2	1	0	△33	118		

表20-3 石綿肺がんの補償・救済状況(都道府県別)(救済率の分母は1995~2018年中皮腫死亡者数合計の2倍)

	未申請死亡救済(重複分・小計は2008~2018年度分)										合計	救済率	順位	年平均死亡者数	人口千人2010国勢	10万人当死亡者数	対全国平均比	肺がん・中皮腫順位
	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	重複分	小計									
北海道	2	1	2		1		2	△3	7	383	15.7%	16	101.6	5,506	1,845	112.8%	19	
青森								0	0	32	11.3%	30	11.8	1,373	0,862	52.7%	27	
岩手								△1	1	16	4.4%	44	15.1	1,330	1,134	69.3%	44	
宮城			1	2	1		1	△1	4	127	16.6%	14	31.9	2,348	1,359	83.1%	17	
秋田								0	0	14	5.1%	43	11.3	1,086	1,044	63.8%	43	
山形	1							0	3	51	18.5%	10	11.5	1,169	0,984	60.1%	10	
福島					1		1	△1	3	48	6.7%	40	29.9	2,029	1,474	90.1%	40	
茨城		1		1			1	△3	4	81	9.9%	33	34.1	2,970	1,148	70.1%	31	
栃木		1			1	1		0	4	49	10.3%	32	19.9	2,008	0,992	60.6%	26	
群馬				1		1		△1	4	43	8.6%	36	20.8	2,008	1,038	63.4%	37	
埼玉		2	1	2	3	2	1	△1	14	326	12.9%	23	105.5	7,195	1,466	89.6%	21	
千葉	1		1		4		2	△2	10	336	19.7%	9	71.1	6,216	1,144	69.9%	9	
東京	1	1	2	3	3	2	5	△2	22	1,098	26.6%	4	171.8	13,159	1,306	79.8%	7	
神奈川	1	4	1	2	1	1	4	△1	13	768	20.8%	7	154.2	9,048	1,704	104.1%	8	
新潟		1		2				0	3	126	15.3%	17	34.4	2,374	1,450	88.6%	18	
富山								0	1	78	12.5%	26	26.0	1,093	2,379	145.4%	28	
石川								△1	0	23	5.5%	41	17.6	1,170	1,503	91.9%	41	
福井								0	0	23	8.9%	35	10.8	806	1,334	81.5%	35	
山梨								0	0	11	4.4%	45	10.4	863	1,207	73.8%	46	
長野								0	1	73	12.0%	27	25.3	2,152	1,177	71.9%	20	
岐阜			2			1		0	4	81	11.6%	29	29.1	2,081	1,398	85.4%	29	
静岡		1					1	△1	2	136	10.3%	31	54.9	3,765	1,459	89.1%	34	
愛知	1		1	1	3	3	2	△1	13	306	13.2%	22	96.7	7,411	1,304	79.7%	32	
三重						1		0	1	92	18.1%	11	21.2	1,855	1,141	69.7%	6	
滋賀			1	1				0	2	69	13.6%	20	21.2	1,411	1,500	91.7%	22	
京都							1	0	1	104	11.8%	28	36.6	2,636	1,388	84.8%	25	
大阪	2	7	3	1	1		1	△7	17	674	13.4%	21	209.3	8,865	2,360	144.3%	30	
兵庫	1	4		3	2	2	3	△2	15	669	14.8%	18	188.3	5,588	3,369	205.9%	24	
奈良		1				1	1	0	4	115	15.9%	15	30.2	1,401	2,153	131.6%	16	
和歌山		1						0	1	63	17.6%	12	14.9	1,002	1,489	91.0%	14	
鳥取								0	0	8	4.2%	47	7.9	589	1,344	82.1%	47	
島根							1	0	1	36	16.8%	13	8.9	717	1,244	76.0%	11	
岡山	1	4	1	1	1	2		△1	12	367	36.3%	1	42.1	1,945	2,164	132.2%	1	
広島	3	2			1	1	3	△3	9	377	20.4%	8	76.8	2,861	2,686	164.1%	12	
山口		1			1	1	1	0	4	203	24.7%	5	34.3	1,451	2,360	144.3%	4	
徳島		1				1		△1	2	22	8.0%	38	11.4	785	1,454	88.9%	39	
香川						1		0	3	132	28.6%	2	19.3	996	1,933	118.1%	3	
愛媛		1		1	2			0	4	133	21.5%	6	25.8	1,431	1,799	110.0%	5	
高知								0	1	18	7.3%	39	10.3	764	1,353	82.7%	38	
福岡	1	4	1	1	2			0	12	276	12.8%	25	90.1	5,072	1,776	108.6%	23	
佐賀		1				1		0	2	30	9.3%	34	13.5	850	1,588	97.1%	33	
長崎	1			2				0	5	282	27.9%	3	42.2	1,427	2,955	180.6%	2	
熊本					1		2	△2	6	75	13.7%	19	22.8	1,817	1,252	76.5%	15	
大分		1	1					△1	2	34	8.1%	37	17.4	1,197	1,455	88.9%	36	
宮崎								0	0	18	5.4%	42	13.9	1,135	1,226	74.9%	42	
鹿児島		1					1	0	3	26	4.2%	46	25.7	1,706	1,504	92.0%	45	
沖縄		1						0	1	44	12.9%	24	14.3	1,393	1,023	62.5%	13	
不詳等								0	0	1			1.4					
合計	16	42	18	24	29	22	34	△36	221	8,097	16.1%		2,095.2	128,054	1,636	100.0%		

特集/石綿健康被害補償・救済状況の検証

表21 業種別の石綿関連疾患支給決定状況(労災保険+労災時効救済)

	2018年度						2007~2018年度累計					
	中皮腫	肺がん	石綿肺	良性石綿胸水	びまん性胸膜肥厚	合計	中皮腫	肺がん	石綿肺	良性石綿胸水	びまん性胸膜肥厚	合計
建設業	316	219	30	13	33	611	3,398	2,737	311	164	272	6,882
舗装工事業					1	1	2				1	3
建築事業(既設建築物設備工事業を除く。)	216	162	22	10	22	432	2,484	1,986	226	121	196	5,013
既設建築物設備工事業	61	38	6	1	3	109	609	533	68	29	54	1,293
機械装置の組立て又は据付けの事業	12	5		1	1	19	96	98	5	7	7	213
水力発電施設、ずい道等新設事業						0	18					18
鉄道又は軌道新設事業						0	17					17
その他の建設事業	27	14	2	1	6	50	172	120	12	7	14	325
鉱業	1					1	12	6	1			19
金属鉱業、非金属鉱業又は石炭鉱業	1					1	8	3	1			12
原油又は天然ガス鉱業						0	1					1
採石業						0	2	2				4
その他の鉱業						0	1	1				2
製造業	173	147	27	19	16	382	2,682	2,077	225	170	155	5,309
食料品製造業	1					1	13	12	4		2	31
繊維工業又は繊維製品製造業	6	6	1		1	14	81	102	18	8	5	214
木材又は木製品製造業	7	4		1		12	61	24	1	3		89
パルプ又は紙製造業		1				1	28	22		1		51
印刷又は製本業						0	3	1				4
化学工業	11	16	1	1		29	195	211	12	19	15	452
ガラス又はセメント製造業	1	5	1			7	56	49	5	3	2	115
コンクリート製造業	2	2				4	34	44	4	4	3	89
陶磁器製品製造業	1					1	12	5			1	18
その他の窯業又は土石製品製造業	12	19	13	4	5	53	191	266	79	21	29	586
金属精錬業(非鉄金属精錬業を除く。)	9	10		2	1	22	139	94	1	9	7	250
非鉄金属精錬業	4	1				5	17	27	1	1	0	46
金属材料品製造業(鋳物業を除く。)	1	1		1		3	24	18		1	4	47
鋳物業	1	2				3	26	31				57
金属製品製造業又は金属加工業(洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめっき業を除く。)	16	8	2			26	215	104	11	7	7	344
洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業(めっき業を除く。)						0	1	1				2
めっき業						0	3	4				7
機械器具製造業(電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学器械、時計等製造業を除く。)	19	8	2	1	1	31	297	147	14	12	8	478
電気機械器具製造業	12	6			1	19	110	40	4	2	5	161
輸送用機械器具製造業(船舶製造又は修理業を除く。)	26	6	3	3	1	39	363	129	23	13	10	538
船舶製造又は修理業	37	47	3	5	5	97	728	682	41	59	53	1,563
計量器、光学器械、時計等製造業(電気機械器具製造業を除く。)						0	7	4				11
貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業						0	2					2
その他の製造業	7	5	1	1	1	15	76	60	7	7	4	154
運輸業	13	9	0	0	2	24	155	150	8	11	16	340
交通運輸事業	2	1				3	16	10			1	27
貨物取扱事業(港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。)	7	5			1	13	85	53	5	5	8	156
港湾貨物取扱事業(港湾荷役業を除く。)						0	14	28	2	2	3	49
港湾荷役業	4	3			1	8	40	59	1	4	4	108
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	7	2	0	0	0	9	49	40	2	2	2	95
その他の事業	33	17	7	0	2	59	439	253	34	17	24	767
農業又は海面漁業以外の漁業						0	4					4
清掃、火葬又はと畜の事業						0	14	13		1	0	28
ビルメンテナンス業	3	2				5	28	14		3	2	47
倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	1					1	8	6		0	1	15
通信業、放送業、新聞業又は出版業						0	3	2		0	1	6
卸売業、小売業、飲食店又は宿泊業	10	6	2			18	168	53	9	5	8	243
金融業、保険業又は不動産業						0	14	5		2		21
その他の各種事業	19	9	5		2	35	201	160	25	6	12	404
船舶所有者の事業				2		2						
合計	543	394	64	34	53	1,088	6,736	5,263		364	469	13,413